【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2021年12月17日提出

【計算期間】 第16特定期間(自 2021年3月18日至 2021年9月17日)

UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

【電話番号】 03-5293-3667

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、外国籍投資信託 への投資を通じて、世界各国の転換社債等 に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 1 「毎月決算型・為替ヘッジあり」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)、「毎月決算型・為替ヘッジなし」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)(以下、UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)およびUBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)のそれぞれを「指定外国投資信託」ということがあります。)に投資を行います。
- 2 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を 有する証券、証書などの有価証券をいいます。(有価証券の種類にかかわらず、委託会社(指定 外国投資信託の投資運用会社を含む)が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。 以下同じです。)

ファンドの基本的性格

< UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)>

1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対	投資対象地域		象資産 D源泉)
	国	内	株	式
単位型投信		410.4	債	券
	海	外	不動產	Ě投信
追加型投信			その何	也資産
-	内	外	(転換	社債)
3			資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル		
一般		(含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	el secon	日本		
	年4回	- 550	are moreover a superior	
债券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			(フルヘッジ)
公债	(隔月)	欧州		
社債		222720		
その他債券	年 12 回	アジア		
ク レジット属性	(毎月)	6200EX062		
()		オセアニア		
	日々			
不動產投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他	C. AMCLES	ファンズ	
その他咨産	()	アフリカ	, , , , ,	1
(投資信託証券	NS 60	7 7 7 13		
(転換社債))		4-)E#		
(#LIMITIA)		中近東		
The state Aller A		(中東)		
資産複合 /				
()		エマージング		
资產配分固定型				
资 産 配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(転換社債)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(その他資産(転換社債))とが異なります。

< UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)>

1)商品分類

単位型投信· 追加型投信	投資対	象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
	国	内	株	式
単位型投信	海	外	債 不動産	券 童投信
追加型投信	内	外		他資産 社債)
			資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	投资形態	為替ヘッジ
株式一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回	18 08 47		
中小型株	8900000 8000000	日本		
信券	年4回	北米	7-20-7-06	あり
	# E @	14. A	ファミリーファンド	()
一般	年6回(陽月)	B5.03		
公债 社债	(MA)	欧州		
その他債券	年 12 回	アジア		
ク レジット属性	(毎月)	30400000000		
()		オセアニア		
	日々			
不動產投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他		ファンズ	
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ		
(転換社债))		中近東		
1721012107		(中東)		
资産複合		(5)(8)(5)(5)(5)		
() 资度配分固定型 资度配分变更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(転換社債)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(その他資産(転換社債))とが異なります。

<商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信: 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
 - (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2.投資対象地域による区分

- (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3.投資対象資産による区分

- (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの をいう。

格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産 を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう

アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。

オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

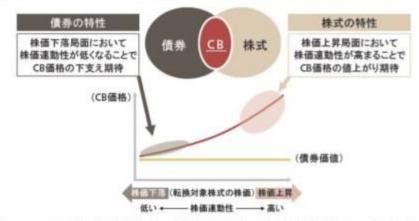
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

- 1 世界各国の転換社債(以下「CB」ということがあります。)等を実質的な主要投資対象とします。
 - ・銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを考慮します。なお、信用格付けが投資適格未満 (BBB-未満)の銘柄への投資も行います。(IE)
 - (注)投資適格未満(BBB-未満)の銘柄の組入れ比率については、市場環境の変化等に伴い発行体の信用力が低下するような局面等においては上昇する可能性があります。
- 2 「毎月決算型・為替ヘッジあり」と「毎月決算型・為替ヘッジなし」の2つのコースからお選びいた だけます。
 - 「毎月決算型・為替ヘッジあり」は、投資先指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、 為替変動リスクの低減を図ります。
 - 「毎月決算型・為替ヘッジなし」は、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円高時の為替変動リスクがある一方、円安時には為替収益が期待できます。
- 3 指定外国投資信託の運用は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが行います。
 - ・UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイスを本拠地としたグローバル総合金融機関であるUBSグループにおける資産運用部門の一員です。
- 4 毎月決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。
 - ・収益分配金額は、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

詳しくは後記「分配方針」をご覧ください。

■ CB(転換社債)とは

- ・CBとは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。
- 債券と株式のそれぞれの値動きの特性を兼ね備えています。



※上記はCBの値動きについて、あくまでも一般的なイメージを記載したものであり、必ずしも上記のようになるとは限りません。

■ 信用格付けとは

・信用格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付け したものをいいます。S&Pグローバル・レーティング社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。 付与された信用格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。低い格付けを持 つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いというこ とになります。

	S&Pグローバル・ レーティング社	ムーディーズ社	信用度
	AAA	Aaa	高い
投資適格	AA	Aa	A
(BBB-以上)	A	A	4
	BBB	Baa	
	BB	Ba	
	В	В	
投資適格未満	ccc	Caa	
(BBB-未満)	cc	Ca	
	C	C	
	D		低い

格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。S&Pグローバル・レーティング社の場合、AA+、AA、AA-、A+、A、A-、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

■ CBの運用体制[※]

・世界各国のクレジット・アナリスト(債券運用部門)、株式アナリスト(株式運用部門)からの分析と、CB運用チーム独自の分析を統合的に活用し運用を行います。



※指定外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)/(ノンヘッジクラス)」は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが運用します。上記は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーにおけるCB運用について記載しています。

■ 運用プロセス

グローバルCB市場 約2,000銘柄

グローバルCBの中から、流動性、発行体リスクなどを考慮し、調査対象を絞り込みます。

調査対象銘柄約1,000銘柄

- CB理論価格と市場価格を比較、乖離や下記の価格変動要因に着目し、銘柄評価を行います。
 - 株式の特性:バリュエーション、ボラティリティ、M&Aなど
 - クレジットの特性:スプレッド、デフォルト確率、回収率など
 - CB固有の特性に着目:付帯条項、流動性など

ボートフォリオ 120~170銘柄

- 利回り、リスク要因、地域、セクター、クレジット、サイズなど相対的なエクスポージャー、 流動性などを踏まえ、最適ポートフォリオ構築に向けて、組入銘柄、組入比率を決定します。
- ポートフォリオ・マネジメント・ツールにより継続的なリスク管理を実施します。

2021年9月末現在

◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。
- 「毎月決算型・為替ヘッジあり」および「毎月決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会 社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

〈毎月決算型・為替ヘッジあり〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



〈毎月決算型・為替ヘッジなし〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。 ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に 定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないと きは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
株式への投資	直接投資は行いません。
外貨建資産への投資	直接投資は行いません。
デリバティブの利用	直接利用は行いません。

一の者に対する株式等エクスポージャー、債券

等エクスポージャーおよびデリバティブ等エ 原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計でクスポージャーの信託財産の純資産総額に対 20%以内とします。 する比率

◎ 分配方針

毎決算時(毎月17日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[イメージ]



※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
※両ファンドとも委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

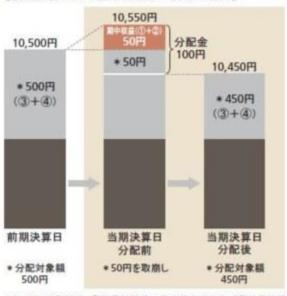


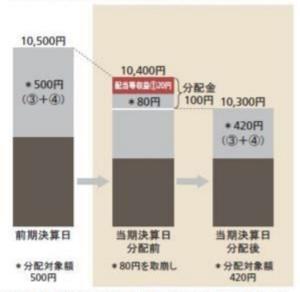
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

【前期決算日から基準価額が下落した場合】





- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

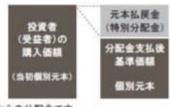
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払便金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払更し とみなされ、その金額だけ個 別元本が減少します。また、 元本払戻金(特別分配金)部 分は非課税扱いとなります。



普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 (特別分配金)

信託金限度額

- ・各ファンド毎に、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

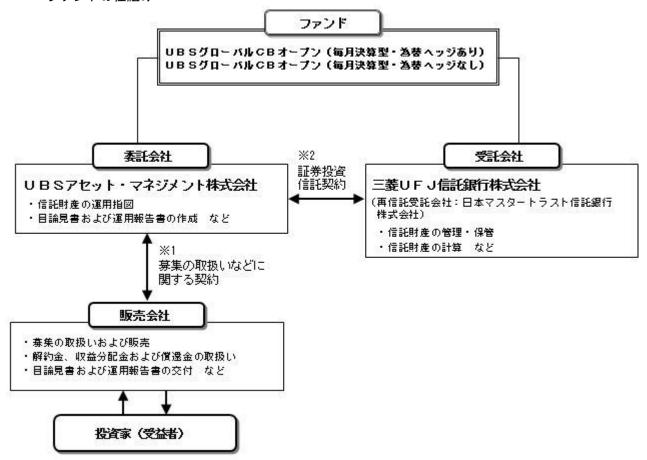
(2)【ファンドの沿革】

2013年 9月26日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。
- 「毎月決算型・為替ヘッジあり」および「毎月決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会 社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

〈毎月決算型・為替ヘッジあり〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」および 主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とする ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



〈毎月決算型・為替ヘッジなし〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



委託会社の概況 (2021年9月末現在)

1)資本金

2,200百万円

2)沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更 2000年7月1日 : ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、

ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日: ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)>

指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等 に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の銘柄への投資も行います。

収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

け)との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)>

指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等 に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の銘柄への投資も行います。

収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。(有価証券の種類にかかわらず、委託会社(指定外国投資信託の運用先を含む)が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。)

(2)【投資対象】

- < UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)>
- < UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)>

外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド(注)(以下「指定外国投資信託」といいます。) および国内籍投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)の受益権を主要 投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に 直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託 及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資 産とします。(本邦通貨表示のものに限ります。)

- 1)特定資産
 - イ)有価証券
 - 口)約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
 - 八)金銭債権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド(注)受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)受益権のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1)短期社債等
- 2)コマーシャル・ペーパー
- 3)外国または外国のものの発行する証券または証書で、1)~2)の証券または証書の性質を有するもの
- 4)外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することがで

きます。

イ)預金

- 口)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 八)コール・ローン
- 二)手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

上記(注)については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

毎月決算型・為替ヘッジあり	毎月決算型・為替ヘッジなし
(円ヘッジクラス)	(ノンヘッジクラス)

投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

投資信託証券の 名称	UBS (CAY)グローバルCBファンド (円ヘッジクラス)/(ノンヘッジクラス)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 (円建て)
運用の基本方針	世界各国の転換社債等 を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。(有価証券の種類にかかわらず、指定外国投資信託の投資運用会社が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。)
主な投資対象	主として世界各国の転換社債等を投資対象とします。
管理報酬等 ^(注)	申込手数料:なし 受託報酬及び管理事務代行報酬等: 指定外国投資信託の受託報酬、保管・事務管理報酬については、純資産総額に応じて、年率または固定金額のいずれかが適用されます。 受託報酬(年率0.01%、ただし、年10,000米ドル相当額を下回る場合は、10,000米ドル相当額) 保管・事務管理報酬(年率0.07%、ただし、年40,000米ドル相当額を下回る場合は、40,000米ドル相当額) 名義書換代行報酬(年率0.01%) 運用報酬(年率0.50%) 信託財産留保額:換金時の基準価額に対し0.30%を乗じて得た額その他費用:法務費用、監査費用及びその他諸費用(法令により必要とされる書類の作成、届出、交付にかかる費用、受益権の管理事務等に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産から支弁することができるものとします。また、売買委託手数料、信託事務の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 指定外国投資信託の設定に関する費用は指定外国投資信託が負担し、3年を超えない期間にわたって償却されます。
関係会社の名称	投資運用会社:UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー

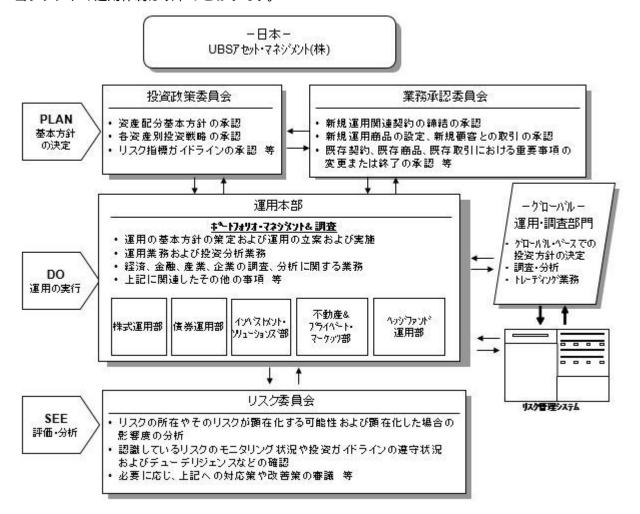
投資信託証券の 名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
---------------	-----------------------------

形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公 社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な 成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託報酬等	申込手数料:なし 解約手数料:なし 信託報酬:年率0.044%(税抜年率0.04%) その他費用 ^(注) :信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用およ び受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託 手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
関係会社の名称	委託会社: UBSアセット・マネジメント株式会社

(注)信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部(10~15名程度)は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合など を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受 取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会:

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会:

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会:

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の12名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2021年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(毎月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。なお、第1期、第2期、第3期決算においては分配を行わない方針です。

- 1)分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2)収益分配金額は、上記1)の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3)収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日ま

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

で)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (2)コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- < UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)>
- < UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)>
 - 1)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - 2)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団 法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当 該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - 3)株式への直接投資は行いません。
 - 4)外貨建資産への直接投資は行いません。
 - 5) デリバティブの直接利用は行いません。
 - 6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

7)資金の借入

- イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払 い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 口)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

- 1)同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)
 - 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決 権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
- 2) デリバティブ取引の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)
 - 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。
- 3)信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令) 委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の 債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじ め委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1)株価変動リスク

転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、 転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

2)金利変動リスク

転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が 低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向がありま す。

3)信用リスク

転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、当ファンドでは信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の転換社債等への投資を行いますが、当該転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

為替変動リスク

< UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)>

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替へッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

< UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)>

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失 が発生する可能性があります。

解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場 実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性 があります。 買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日がチューリッヒ、ロンドン、もしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日には、当該買付または換金のお申込は受付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、買付および換金のお申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

< 投資信託に関する一般的なリスク >

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

< 投資信託に関する一般的な留意事項 >

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の 保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2)リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドライン に従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

上記体制は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

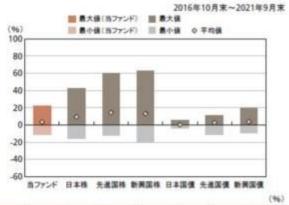
[UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配会再投資基準価額は、税引期の分配会を再投資したものとみなして計算したもの です。2016年10月末を10,000として指数化しております。
- 年間機落率は、2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における1年間の機落 率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

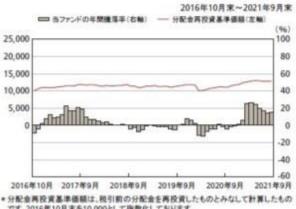


	-277515	1 4 1	STATE OF	(2) III	IES N	32510	EL NY
最大值	22.6	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小值	Δ 11.2	Δ 16.0	Δ 12.4	Δ 19.4	Δ 4.0	Δ.11.4	Δ 9.4
平均值	3.5	9.5	14.4	13.2	0.3	2.7	3.8

- 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは躍りません。2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における1年間の獲落率の最大値・最 小値・平均値を表示したものです。
- ※分配金再投資基準価額および年間獲落率は、担引朝の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間機落率と 異なる場合があります。

[UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- です。2016年10月末を10,000として指数化しております
- 年間獲落率は、2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における1年間の獲落 率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



-	177773	12.51	CE RELL	3.10	IES-D.	CENC	3.663
最大值	26.6	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小值	△ 12.4	Δ 16.0	Δ 12.4	△ 19.4	Δ 4.0	Δ 11.4	Δ.9.4
平均值	4.5	9.5	14.4	13.2	0.3	2.7	3.8

- 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における1年間の練落率の最大値・最 小値・平均値を表示したものです。

※分配会再投資基準価額および年間獲落率は、税引前の分配会を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間建落率と 異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

機落率は、データソースが提供する各指数をもとに検式会社野村総合研究所が計算しております。検式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その 内容について、信息性、定確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該機落率に関連して資産運用または投資判断をした結 果生じた損害等、当該機落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権。知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

- · MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- · MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI回信

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、賠標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBLEMグローバル・ディパーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得 た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手 続きの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。 「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り 入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.045%(税抜0.95%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分(税抜年率)は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率					
合計 委託会社 販売会社 受託会社					
0.95%	0.20%	0.70%	0.05%		

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が、指定外国投資信託の純資産総額に対して年率0.59%程度(委託会社が試算した概算値^(注)、2021年9月末現在)かかります。

(注)ただし、投資対象とする外国投資信託の信託報酬のうち受託会社に支払う報酬(年率0.01%)が10,000米ドルに満たない場合は10,000米ドルとなり、また、保管・事務管理等に係る報酬(年率0.07%)が40,000米ドルに満たない場合は40,000米ドルとなりますので、外国投資信託の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。

したがって、当ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額 に対して年率1.635%程度となります。

(ご参考・概算値)

(表内の料率については年率表示)

投資対象とする投資信託証券	指定外国投資信託においては、純資産総額に応じて 以下のいずれかの料率が適用されます。
	・0.59%程度 ・0.58%程度 + 年10,000米ドル相当額
	・0.51%程度 + 年50,000米ドル相当額

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託 手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁し ます。

監查費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1.受益権の管理事務に関連する費用
- 2.有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3.目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6.ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1.から6.の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1.から6.の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記からの費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- 1.監査費用:監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
- 2.印刷費用等:法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む) 等
- 3 . 売買委託手数料: 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
- 4.保管費用:海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に 金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益) については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2)益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

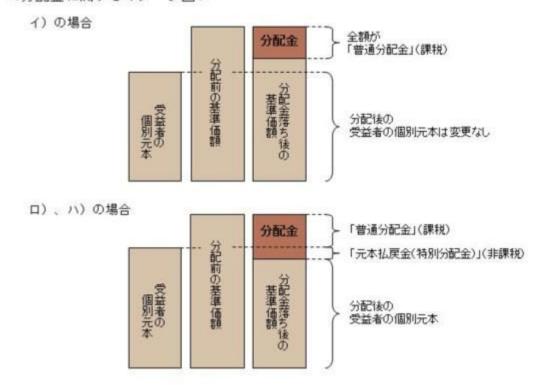
個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。) が個別元本になります。
- 2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)】

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,446,967,141	99.08
	日本	1,980,979	0.14
	小計	1,448,948,120	99.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,459,906	0.78
合計(純資産総額)		1,460,408,026	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン		UBS(CAY)グローバルCBファンド(円 ヘッジクラス)	1,547,889,539	0.93	1,439,537,271	0.9348	1,446,967,141	99.08
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	1,992,336	0.9944	1,981,178	0.9943	1,980,979	0.14

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.22
合計	99.22

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
知力」		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	(2014年 3月17日)	772	773	1.0428	1.0443

·				有伽証券	報告書(内国投資信託
第2特定期間末	(2014年 9月17日)	786	787	1.0479	1.0494
第3特定期間末	(2015年 3月17日)	827	828	1.0582	1.0597
第4特定期間末	(2015年 9月17日)	1,960	1,965	1.0388	1.0418
第5特定期間末	(2016年 3月17日)	2,594	2,602	0.9808	0.9838
第6特定期間末	(2016年 9月20日)	2,458	2,465	1.0264	1.0294
第7特定期間末	(2017年 3月17日)	2,273	2,280	1.0544	1.0574
第8特定期間末	(2017年 9月19日)	2,255	2,261	1.0771	1.0801
第9特定期間末	(2018年 3月19日)	1,663	1,668	1.0585	1.0615
第10特定期間末	(2018年 9月18日)	1,424	1,428	1.0262	1.0292
第11特定期間末	(2019年 3月18日)	1,184	1,188	0.9993	1.0023
第12特定期間末	(2019年 9月17日)	1,193	1,197	0.9925	0.9955
第13特定期間末	(2020年 3月17日)	1,025	1,028	0.8851	0.8881
第14特定期間末	(2020年 9月17日)	1,560	1,565	0.9334	0.9364
第15特定期間末	(2021年 3月17日)	1,646	1,651	1.0077	1.0107
第16特定期間末	(2021年 9月17日)	1,468	1,472	1.0052	1.0082
	2020年 9月末日	1,637		0.9282	
	10月末日	1,669		0.9272	
	11月末日	1,727		0.9588	
	12月末日	1,766		0.9703	
	2021年 1月末日	1,692		0.9783	
	2月末日	1,678		1.0001	
	3月末日	1,611		1.0018	
	4月末日	1,633		1.0166	
	5月末日	1,552		1.0139	
	6月末日	1,540		1.0151	
	7月末日	1,503		1.0046	
	8月末日	1,479		1.0054	
	9月末日	1,460		1.0007	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2013年 9月26日~2014年 3月17日	0.0045
第2特定期間	2014年 3月18日~2014年 9月17日	0.0090
第3特定期間	2014年 9月18日~2015年 3月17日	0.0090
第4特定期間	2015年 3月18日~2015年 9月17日	0.0150
第5特定期間	2015年 9月18日~2016年 3月17日	0.0180
第6特定期間	2016年 3月18日~2016年 9月20日	0.0180
第7特定期間	2016年 9月21日~2017年 3月17日	0.0180
第8特定期間	2017年 3月18日~2017年 9月19日	0.0180

第9特定期間	2017年 9月20日~2018年 3月19日	0.0180
第10特定期間	2018年 3月20日~2018年 9月18日	0.0180
第11特定期間	2018年 9月19日~2019年 3月18日	0.0180
第12特定期間	2019年 3月19日~2019年 9月17日	0.0180
第13特定期間	2019年 9月18日~2020年 3月17日	0.0180
第14特定期間	2020年 3月18日~2020年 9月17日	0.0180
第15特定期間	2020年 9月18日~2021年 3月17日	0.0180
第16特定期間	2021年 3月18日~2021年 9月17日	0.0180

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2013年 9月26日~2014年 3月17日	4.7
第2特定期間	2014年 3月18日~2014年 9月17日	1.4
第3特定期間	2014年 9月18日~2015年 3月17日	1.8
第4特定期間	2015年 3月18日~2015年 9月17日	0.4
第5特定期間	2015年 9月18日~2016年 3月17日	3.9
第6特定期間	2016年 3月18日~2016年 9月20日	6.5
第7特定期間	2016年 9月21日~2017年 3月17日	4.5
第8特定期間	2017年 3月18日~2017年 9月19日	3.9
第9特定期間	2017年 9月20日~2018年 3月19日	0.1
第10特定期間	2018年 3月20日~2018年 9月18日	1.4
第11特定期間	2018年 9月19日~2019年 3月18日	0.9
第12特定期間	2019年 3月19日~2019年 9月17日	1.1
第13特定期間	2019年 9月18日~2020年 3月17日	9.0
第14特定期間	2020年 3月18日~2020年 9月17日	7.5
第15特定期間	2020年 9月18日~2021年 3月17日	9.9
第16特定期間	2021年 3月18日~2021年 9月17日	1.5

⁽注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2013年 9月26日~2014年 3月17日	746,422,524	6,000,000
第2特定期間	2014年 3月18日~2014年 9月17日	115,900,698	105,928,874
第3特定期間	2014年 9月18日~2015年 3月17日	91,622,913	60,115,493
第4特定期間	2015年 3月18日~2015年 9月17日	1,274,528,049	169,313,618
第5特定期間	2015年 9月18日~2016年 3月17日	864,340,728	105,668,664
第6特定期間	2016年 3月18日~2016年 9月20日	342,533,566	593,315,776

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第7特定期間	2016年 9月21日~2017年 3月17日	288,082,191	526,610,098
第8特定期間	2017年 3月18日~2017年 9月19日	405,284,811	467,850,368
第9特定期間	2017年 9月20日~2018年 3月19日	15,016,930	537,529,550
第10特定期間	2018年 3月20日~2018年 9月18日	763,735	184,011,242
第11特定期間	2018年 9月19日~2019年 3月18日	1,716,990	204,104,822
第12特定期間	2019年 3月19日~2019年 9月17日	95,367,033	78,684,685
第13特定期間	2019年 9月18日~2020年 3月17日	39,941,026	83,941,493
第14特定期間	2020年 3月18日~2020年 9月17日	556,401,394	43,242,172
第15特定期間	2020年 9月18日~2021年 3月17日	211,989,944	249,910,455
第16特定期間	2021年 3月18日~2021年 9月17日	12,451,167	185,402,729

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)】

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	3,139,212,333	99.55
	日本	1,247,102	0.04
	小計	3,140,459,435	99.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,001,568	0.41
合計(純資産総額)		3,153,461,003	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン		UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノ ンヘッジクラス)	2,832,201,672	1.1	3,118,537,261	1.1084	3,139,212,333	99.55
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	1,254,252	0.9944	1,247,228	0.9943	1,247,102	0.04

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

口.種類別の投資比率

1	1 1	+几次LL 並 / 0/)
	種類	投資比率(%)

投資信託受益証券	99.59
合計	99.59

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		————— 純資産総額((百万円)	 1口当たり純資	産額(円)
	別	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	(2014年 3月17日)	3,031	3,036	1.0852	1.0872
第2特定期間末	(2014年 9月17日)	2,543	2,548	1.1238	1.1258
第3特定期間末	(2015年 3月17日)	3,231	3,256	1.1715	1.1805
第4特定期間末	(2015年 9月17日)	25,392	25,595	1.1300	1.1390
第5特定期間末	(2016年 3月17日)	36,401	36,733	0.9860	0.9950
第6特定期間末	(2016年 9月20日)	27,778	27,962	0.9029	0.9089
第7特定期間末	(2017年 3月17日)	20,021	20,142	0.9946	1.0006
第8特定期間末	(2017年 9月19日)	14,602	14,688	1.0181	1.0241
第9特定期間末	(2018年 3月19日)	10,314	10,379	0.9525	0.9585
第10特定期間末	(2018年 9月18日)	7,915	7,949	0.9445	0.9485
第11特定期間末	(2019年 3月18日)	6,131	6,148	0.9140	0.9165
第12特定期間末	(2019年 9月17日)	5,047	5,061	0.8780	0.8805
第13特定期間末	(2020年 3月17日)	3,723	3,735	0.7802	0.7827
第14特定期間末	(2020年 9月17日)	3,822	3,833	0.8373	0.8398
第15特定期間末	(2021年 3月17日)	3,427	3,433	0.9387	0.9402
第16特定期間末	(2021年 9月17日)	3,137	3,142	0.9403	0.9418
	2020年 9月末日	3,745		0.8355	
	10月末日	3,650		0.8276	
	11月末日	3,714		0.8587	
	12月末日	3,664		0.8748	
	2021年 1月末日	3,619		0.8850	
	2月末日	3,693		0.9227	
	3月末日	3,399		0.9365	
	4月末日	3,351		0.9528	
	5月末日	3,342		0.9619	

		有価証券報	3. 3. 3. 3. 3. 4. 5. 5. 5. 6. 6. 6. 6. 6. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.
6月末日	3,299	0.9573	
7月末日	3,209	0.9435	
8月末日	3,174	0.9430	
9月末日	3,153	0.9461	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2013年 9月26日~2014年 3月17日	0.0060
第2特定期間	2014年 3月18日~2014年 9月17日	0.0120
第3特定期間	2014年 9月18日~2015年 3月17日	0.0340
第4特定期間	2015年 3月18日~2015年 9月17日	0.0540
第5特定期間	2015年 9月18日~2016年 3月17日	0.0540
第6特定期間	2016年 3月18日~2016年 9月20日	0.0510
第7特定期間	2016年 9月21日~2017年 3月17日	0.0360
第8特定期間	2017年 3月18日~2017年 9月19日	0.0360
第9特定期間	2017年 9月20日~2018年 3月19日	0.0360
第10特定期間	2018年 3月20日~2018年 9月18日	0.0320
第11特定期間	2018年 9月19日~2019年 3月18日	0.0210
第12特定期間	2019年 3月19日~2019年 9月17日	0.0150
第13特定期間	2019年 9月18日~2020年 3月17日	0.0150
第14特定期間	2020年 3月18日~2020年 9月17日	0.0150
第15特定期間	2020年 9月18日~2021年 3月17日	0.0090
第16特定期間	2021年 3月18日~2021年 9月17日	0.0090

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2013年 9月26日~2014年 3月17日	9.1
第2特定期間	2014年 3月18日~2014年 9月17日	4.7
第3特定期間	2014年 9月18日~2015年 3月17日	7.3
第4特定期間	2015年 3月18日~2015年 9月17日	1.1
第5特定期間	2015年 9月18日~2016年 3月17日	8.0
第6特定期間	2016年 3月18日~2016年 9月20日	3.3
第7特定期間	2016年 9月21日~2017年 3月17日	14.1
第8特定期間	2017年 3月18日~2017年 9月19日	6.0
第9特定期間	2017年 9月20日~2018年 3月19日	2.9
第10特定期間	2018年 3月20日~2018年 9月18日	2.5
第11特定期間	2018年 9月19日~2019年 3月18日	1.0
第12特定期間	2019年 3月19日~2019年 9月17日	2.3

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第13特定期間	2019年 9月18日~2020年 3月17日	9.4
第14特定期間	2020年 3月18日~2020年 9月17日	9.2
第15特定期間	2020年 9月18日~2021年 3月17日	13.2
第16特定期間	2021年 3月18日~2021年 9月17日	1.1

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間未の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2013年 9月26日~2014年 3月17日	2,853,903,360	60,651,356
第2特定期間	2014年 3月18日~2014年 9月17日	732,572,827	1,262,182,822
第3特定期間	2014年 9月18日~2015年 3月17日	961,028,778	466,383,881
第4特定期間	2015年 3月18日~2015年 9月17日	20,072,425,390	359,946,571
第5特定期間	2015年 9月18日~2016年 3月17日	15,762,082,743	1,314,655,092
第6特定期間	2016年 3月18日~2016年 9月20日	3,138,432,394	9,292,190,060
第7特定期間	2016年 9月21日~2017年 3月17日	834,418,907	11,469,125,615
第8特定期間	2017年 3月18日~2017年 9月19日	550,587,979	6,337,810,468
第9特定期間	2017年 9月20日~2018年 3月19日	111,630,257	3,625,547,528
第10特定期間	2018年 3月20日~2018年 9月18日	3,324,441	2,450,578,409
第11特定期間	2018年 9月19日~2019年 3月18日	1,778,042	1,674,653,676
第12特定期間	2019年 3月19日~2019年 9月17日	26,188,492	985,652,467
第13特定期間	2019年 9月18日~2020年 3月17日	35,656,218	1,012,357,849
第14特定期間	2020年 3月18日~2020年 9月17日	91,506,618	298,720,796
第15特定期間	2020年 9月18日~2021年 3月17日	14,726,479	928,209,445
第16特定期間	2021年 3月18日~2021年 9月17日	3,899,409	319,220,963

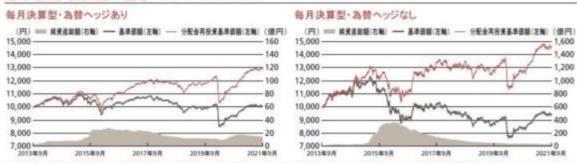
(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

- ◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
- ◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2021年9月30日現在)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

組入上位10銘柄

ドイツ銀行

10 CPフーズ・キャピタル

9

分配の推移(1万口当たり、税引前)

毎月決算型・為替へッジあり 2021年5月 30円 2021年6月 30円 2021年7月 30円 2021年8月 30円 2021年9月 30円 直近1年間累計 360円 設定来累計 2.535円

毎月決算型·為	替ヘッジなし
2021年5月	15円
2021年6月	15円
2021年7月	15円
2021年8月	15円
2021年9月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	4.350円

主要な資産の状況(2021年9月30日現在)

	銘柄名	價達期限	利率	国名または 地域	投資比率
1	ELM	2024/6/13	3.250%	スイス	1.6%
2	イドルシア	2028/8/4	2.125%	スイス	1.6%
3	アブダビ国営石油	2024/6/4	0.700%	UAE	1.5%
4	ウェルズ・ファーゴ(永久債)	9	7.500%	アメリカ	1.3%
5	BNPパリバ・フォルティス(永久債)	-	1.455%	ベルギー	1.2%
6	TAG インモビリエン	2026/8/27	0.625%	ドイツ	1.2%
7	SFL	2021/10/15	5.750%	アメリカ	1.2%
8	リバティ・インタラクティブ	2029/11/15	4.000%	アメリカ	1.2%

※投資比率は、「UBS(CAY)グローバルCBファンド」の純資産総額に占める割合。 ※「毎月決算型・為替ヘッジあり」はファンドの純資産総額に対し「UBS(CAY)グ ローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」を99.08%、「毎月決算型・為替ヘッジな し」はファンドの純資産総額に対し「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッ ジクラス)」を99.55%組入れています。

2023/5/1

アメリカ

1.000%

2025/6/18 0.500% タイ

1.2%

1.2%

年間収益率の推移(2021年9月30日現在)



※2013年については、当初設定日(2013年9月26日)から年末までの騰落率。2021年は、年初から9月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2)コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、<分配金再投資コース>を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

< 分配金再投資コース >

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
- ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)

UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日に該当する場合は、取得の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(8)申込単位(当初元本1口=1円)

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス: http://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号:03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日に該当する場合は、解約請求(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額) を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス: http://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番 号:03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

- (9)受付の中止および取消
 - ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他や むを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を 含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは 流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中 止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

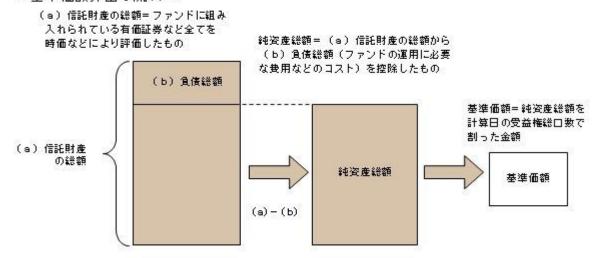
基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純 資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり に換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部 償却原価法により評価します。

< 主な資産の評価方法 >

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス: http://www.ubs.com/japanfunds/

電 話 番号:03-5293-3700(営業日の9:00-17:00)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2023年9月15日までとします(2013年9月26日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月18日から翌月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
 - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - 八)やむを得ない事情が発生したとき

- 2)この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、 書面決議で可決された場合、存続します。)
 - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

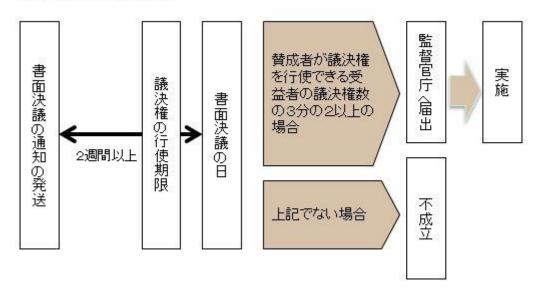
信託約款の変更など

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6)当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回(3月、9月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス http://www.ubs.com/japanfunds/

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1)収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

<u>UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替へッジあり)</u> UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替へッジなし)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第 133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2021年 3月18日から2021年 9月17日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 2021年 3月17日現在	当期 2021年 9月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,871,280	20,550,284
投資信託受益証券	1,635,660,835	1,460,352,656
流動資産合計	1,653,532,115	1,480,902,940
資産合計	1,653,532,115	1,480,902,940
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,901,055	4,382,200
未払解約金	937,679	6,795,558
未払受託者報酬	70,285	69,250
未払委託者報酬	1,265,115	1,246,475
未払利息	50	57
その他未払費用	100,270	104,161
流動負債合計	7,274,454	12,597,701
負債合計	7,274,454	12,597,701
純資産の部		
元本等		
元本	1,633,685,222	1,460,733,660
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,572,439	7,571,579
(分配準備積立金)	55,464,128	70,716,947
元本等合計	1,646,257,661	1,468,305,239
純資産合計	1,646,257,661	1,468,305,239
負債純資産合計	1,653,532,115	1,480,902,940

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	前期 自 2020年 9月18日 至 2021年 3月17日	当期 自 2021年 3月18日 至 2021年 9月17日
受取配当金	78,793,986	58,112,904
有価証券売買等損益	93,576,521	26,344,183
営業収益合計	172,370,507	31,768,721
三型工作		
支払利息	10,190	6,016
受託者報酬	463,087	430,997
委託者報酬	8,335,443	7,757,865
その他費用	614,870	614,528
営業費用合計	9,423,590	8,809,406
営業利益又は営業損失()	162,946,917	22,959,315
経常利益又は経常損失()	162,946,917	22,959,315
当期純利益又は当期純損失()	162,946,917	22,959,315
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	615,967	29,620
期首剰余金又は期首欠損金()	111,361,714	12,572,439
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,555,181	180,995
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	4,555,181	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	180,995
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,118,845	751,188
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	751,188
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	11,118,845	-
分配金	31,833,133	27,419,602
期末剰余金又は期末欠損金()	12,572,439	7,571,579

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま
	す 。
2.その他財務諸表作成のための基礎と	金融商品の時価に関する補足情報
なる事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	前期 2021年 3月17日現在	当期 2021年 9月17日現在
1 .	特定期間末日における受益権の総数	1,633,685,222□	1,460,733,660口
2 .	特定期間末日における1口当たり純資産額	1.0077円	1.0052円
	(1万口当たり純資産額)	(10,077円)	(10,052円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期		当期		
	自 2020年 9月18日		自 2021年 3月18日		
	至 2021年 3月17日			至 2021年 9月17日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	自 2020年 9月18日			自 2021年 3月18日	
	至 2020年10月19日			至 2021年 4月19日	
А	費用控除後の配当等収益額	6,746,622円	Α	費用控除後の配当等収益額	17,831,129円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	227,782,560円	С	収益調整金額	203,105,610円
D	分配準備積立金額	18,018,600円	D	分配準備積立金額	54,387,688円
Е	当ファンドの分配対象収益額	252,547,782円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	275,324,427円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,398円	F	10,000口当たり収益分配対象額	1,721円
G	10,000口当たり分配金額	30円	G	10,000口当たり分配金額	30円
Н	収益分配金金額	5,417,552円	Н	収益分配金金額	4,797,980円

		Ī		有価証勢	等報告書(内国投資信訊
	自 2020年10月20日			自 2021年 4月20日	
	至 2020年11月17日			至 2021年 5月17日	
Α	費用控除後の配当等収益額	8,809,214円	Α		12,300,927円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В		0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	227,490,877円			199,856,216円
D	分配準備積立金額	19,270,679円		77.65 1 113.124————————————————————————————————————	65,870,279円
E	当ファンドの分配対象収益額	255,570,770円			278,027,422円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,417円			1,770円
G	10,000口当たり分配金額	30円		·, · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30円
Н	収益分配金金額	5,408,535円	Н		4,710,852円
	自 2020年11月18日			自 2021年 5月18日	
	至 2020年12月17日			至 2021年 6月17日	
Α	費用控除後の配当等収益額	7,824,681円	Α	費用控除後の配当等収益額	1,915,244円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В		0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	228,344,953円		収益調整金額	193,783,936円
D	分配準備積立金額	22,655,796円			71,325,995円
Ε	当ファンドの分配対象収益額	258,825,430円			267,025,175円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,431円	F	,	1,753円
G	10,000口当たり分配金額	30円	G	10,000口当たり分配金額	30円
Н	収益分配金金額	5,426,038円	Н	収益分配金金額	4,567,543円
	自 2020年12月18日			自 2021年 6月18日	
	至 2021年 1月18日			至 2021年 7月19日	
Α	費用控除後の配当等収益額	9,803,124円	Α	費用控除後の配当等収益額	403,190円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	228,573,714円	С	収益調整金額	191,127,958円
D	分配準備積立金額	24,687,114円	D	分配準備積立金額	67,780,278円
Ε	当ファンドの分配対象収益額	263,063,952円	Е	当ファンドの分配対象収益額	259,311,426円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,455円	F	10,000口当たり収益分配対象額	1,726円
G	10,000口当たり分配金額	30円	G	10,000口当たり分配金額	30円
Н	収益分配金金額	5,420,489円	Н	収益分配金金額	4,504,804円
	自 2021年 1月19日			自 2021年 7月20日	
	至 2021年 2月17日			至 2021年 8月17日	
Α	費用控除後の配当等収益額	17,338,593円	Α	費用控除後の配当等収益額	9,368,872円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	222,637,861円	С		189,068,861円
D	分配準備積立金額			分配準備積立金額	63,033,856円
E	当ファンドの分配対象収益額			当ファンドの分配対象収益額	261,471,589円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,527円			1,760円
G	10,000口当たり分配金額	30円		10,000口当たり分配金額	30円
Н	収益分配金金額	5,259,464円			4,456,223円
-	自 2021年 2月18日	-,,,,,,,, -	•	自 2021年 8月18日	,,
	至 2021年 3月17日			至 2021年 9月17日	
А	費用控除後の配当等収益額	22,870,870円	А	サイス 2021年 07711日 費用控除後の配当等収益額	8,298,259円
	21. 312.31.21.22.22 HO 13 IVIIII HX	, 0. 0, 0. 01 3		21. 311.31.12 - NHO H 3 1/11.11.11	5,255,25515

		,		日順即	
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	207,467,054円	С	収益調整金額	186,018,092円
D	分配準備積立金額	37,494,313円	D	分配準備積立金額	66,800,888円
Ε	当ファンドの分配対象収益額	267,832,237円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	261,117,239円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,639円	F	10,000口当たり収益分配対象額	1,787円
G	10,000口当たり分配金額	30円	G	10,000口当たり分配金額	30円
Н	収益分配金金額	4,901,055円	Н	収益分配金金額	4,382,200円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

	r	r
	前期	当期
項目	自 2020年 9月18日	自 2021年 3月18日
	至 2021年 3月17日	至 2021年 9月17日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関	同左
	する法律第2条第4項に定める証券投資信	
	託として、投資信託受益証券等の金融商	
	品を主要投資対象とし、信託約款に定め	
	る「運用の基本方針」に基づき運用を	
	行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左
係るリスク	は、投資信託受益証券、コール・ローン	
	等の金銭債権および金銭債務です。ま	
	た、当ファンドが投資信託受益証券への	
	投資を通じて保有する主な金融資産は、	
	公社債、転換証券、為替予約取引です。	
	これらは、株価変動リスク、金利変動リ	
	スク、為替変動リスクなどの市場リス	
	ク、信用リスク、流動性リスクに晒され	
	ております。	

		有価証券報告書(内国投資信託
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左
	制限等を規定した運用ガイドラインに	
	従って運用部門が執行します。	
	管理部門は、運用ガイドラインに則って	
	適切な運用がされているかおよび、運用	
	結果の定期的な検証を通じて、下記に掲	
	げる各種リスクが適切に管理されている	
	ことをモニタリングしています。	
	また、それらの状況は定期的に開催され	
	る各委員会に報告され、状況の把握・確	
	認が行われるほか、適切な運営について	
	検証が行われます。	
	・市場リスク	
	ファンドのパフォーマンスが一定の許容	
	範囲内にあるかどうかモニタリングし、	
	リターンの大きな変動を注視することで	
	市場リスクが適切に管理されていること	
	を確認しています。	
	・信用リスク、流動性リスク	
	運用ガイドラインに従って、証券格付	
	や、証券や発行体への集中投資制限をモ	
	ニタリングし、投資対象に関するこれら	
	のリスクが適切に管理されていることを	
	確認しています。	
	また、取引先の信用リスクについては、	
	グループポリシーで認められた相手に限	
	定することで、これを管理しています。	

.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
ベロ	2021年 3月17日現在 2021年 9月17日現在	
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は原則として全て時価評価され	同左
の差額	ているため、貸借対照表計上額と時価と	
	の差額はありません。	
2.金融商品時価の算定方法並びに有価	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の
証券及びデリバティブ取引に関する事	金融商品	金融商品
項	有価証券及びデリバティブ取引以外の金	同左
	融商品については、短期間で決済される	
	ことから、帳簿価額は時価と近似してい	
	るため、当該帳簿価額を時価としており	
	ます。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	売買目的有価証券	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	同左
	「1.有価証券の評価基準及び評価方法」	
	に記載しております。	
	(3)デリバティブ取引	(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引等に関する注記に記載	同左
しております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2021年 3月17日現在	当期 2021年 9月17日現在	
↑生 ★貝	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	23,805,365	13,362,249	
合計	23,805,365	13,362,249	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

	前期	当期
項目	自 2020年 9月18日	自 2021年 3月18日
	至 2021年 3月17日	至 2021年 9月17日
元本の推移		
期首元本額	1,671,605,733円	1,633,685,222円
期中追加設定元本額	211,989,944円	12,451,167円
期中一部解約元本額	249,910,455円	185,402,729円

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式 該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関 投資家向け)	1,992,336	1,981,178	
	UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラ ス)	1,553,773,150	1,458,371,478	
	合計	1,555,765,486	1,460,352,656	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	前期 2021年 3月17日現在	当期 2021年 9月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	130,887,547	39,075,300
投資信託受益証券	3,401,659,549	3,119,784,489
未収入金	46,161,100	-
流動資産合計	3,578,708,196	3,158,859,789
資産合計	3,578,708,196	3,158,859,789
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,477,395	5,004,413
未払解約金	142,519,440	13,803,390
未払受託者報酬	151,800	148,197
未払委託者報酬	2,732,427	2,667,542
未払利息	369	110
その他未払費用	216,241	222,836
流動負債合計	151,097,672	21,846,488
負債合計	151,097,672	21,846,488
純資産の部		
元本等		
元本	3,651,596,890	3,336,275,336
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	223,986,366	199,262,035
(分配準備積立金)	93,419,467	142,551,162
元本等合計	3,427,610,524	3,137,013,301
純資産合計	3,427,610,524	3,137,013,301
負債純資産合計	3,578,708,196	3,158,859,789

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自 至	前期 2020年 9月18日 2021年 3月17日	自 至	当期 2021年 3月18日 2021年 9月17日
営業収益				
受取配当金		148,962,428		105,433,883
有価証券売買等損益		323,089,037		49,226,243
営業収益合計		472,051,465		56,207,640
三 営業費用				
支払利息		18,603		12,297
受託者報酬		1,004,487		910,803
委託者報酬		18,080,727		16,394,429
その他費用		1,420,650		1,298,770
営業費用合計		20,524,467		18,616,299
営業利益又は営業損失()		451,526,998		37,591,341
経常利益又は経常損失()		451,526,998		37,591,341
当期純利益又は当期純損失()		451,526,998		37,591,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		5,259,392		819,755
期首剰余金又は期首欠損金()		742,841,998		223,986,366
剰余金増加額又は欠損金減少額		112,355,826		19,077,563
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		112,355,826		19,077,563
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,399,090		213,176
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		2,399,090		213,176
分配金		37,368,710		30,911,642
期末剰余金又は期末欠損金()		223,986,366		199,262,035

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま
	す 。
2.その他財務諸表作成のための基礎と	金融商品の時価に関する補足情報
なる事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

75 D		15日	前期	当期
		項目	2021年 3月17日現在	2021年 9月17日現在
	1.	特定期間末日における受益権の総数	3,651,596,890□	3,336,275,336口
	2 .	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
			本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
			差額は223,986,366円です。	差額は199,262,035円です。
	3 .	特定期間末日における1口当たり純資産額	0.9387円	0.9403円
		(1万口当たり純資産額)	(9,387円)	(9,403円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期			 当期	
	自 2020年 9月18日			自 2021年 3月18日	
	至 2021年 3月17日			至 2021年 9月17日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	自 2020年 9月18日			自 2021年 3月18日	
	至 2020年10月19日			至 2021年 4月19日	
Α	費用控除後の配当等収益額	13,325,650円	Α	費用控除後の配当等収益額	31,916,213円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	41,010,276円	С	収益調整金額	32,508,852円
D	分配準備積立金額	94,589円	D	分配準備積立金額	90,448,900円
E	当ファンドの分配対象収益額	54,430,515円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	154,873,965円

				有価	証券報告書(内国投資信託受
F	10,000口当たり収益分配対象額	122円	F	10,000口当たり収益分配対象額	439円
G	10,000口当たり分配金額	15円	G	10,000口当たり分配金額	15円
Н	収益分配金金額	6,675,461円	Н	収益分配金金額	5,287,960円
	自 2020年10月20日			自 2021年 4月20日	
	至 2020年11月17日			至 2021年 5月17日	
А	費用控除後の配当等収益額	17,855,655円	Α	費用控除後の配当等収益額	22,109,616円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	40,027,458円	С	収益調整金額	32,227,018円
D	分配準備積立金額	6,692,381円	D	分配準備積立金額	116,122,346円
E	当ファンドの分配対象収益額	64,575,494円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	170,458,980円
F	10,000口当たり収益分配対象額	148円	F	10,000口当たり収益分配対象額	487円
G	10,000口当たり分配金額	15円	G	10,000口当たり分配金額	15円
Н	収益分配金金額	6,512,114円	Н	収益分配金金額	5,241,860円
	自 2020年11月18日			自 2021年 5月18日	
	至 2020年12月17日			至 2021年 6月17日	
А	費用控除後の配当等収益額	15,044,899円	Α	費用控除後の配当等収益額	3,321,056円
В		0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
C		39,460,856円	С	収益調整金額	31,833,435円
D		17,834,828円	D		131,423,371円
E		72,340,583円		当ファンドの分配対象収益額	166,577,862円
F	*, * * * * * * * * * * * * * * * * * *	169円	F	10,000口当たり収益分配対象額	482円
G	,	15円	G	10,000口当たり分配金額	15円
H		6,419,531円	Н		5,176,587円
	自 2020年12月18日			自 2021年 6月18日	
	至 2021年 1月18日			至 2021年 7月19日	
A				費用控除後の配当等収益額	376,928円
В		0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額	- -		の有価証券売買等損益額	
C				収益調整金額	31,615,743円
D				分配準備積立金額	128,679,408円
E				当ファンドの分配対象収益額	160,672,079円
F	· , · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	196円		10,000口当たり収益分配対象額	468円
G	,	15円	G	10,000口当たり分配金額	15円
H		6,213,903円	Н		5,138,937円
	自 2021年 1月19日			自 2021年 7月20日	
	至 2021年 2月17日			至 2021年 8月17日	
A		32,756,426円		費用控除後の配当等収益額	16,443,407円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	37,315,478円	С	収益調整金額	31,270,860円
D	分配準備積立金額	36,461,502円	D	分配準備積立金額	122,081,533円
E	当ファンドの分配対象収益額	106,533,406円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	169,795,800円
F	10,000口当たり収益分配対象額	263円	F	10,000口当たり収益分配対象額	503円
G	10,000口当たり分配金額	15円	G	10,000口当たり分配金額	15円
Н	収益分配金金額	6,070,306円	Н	収益分配金金額	5,061,885円

				17 IMI	
	自 2021年 2月18日			自 2021年 8月18日	
	至 2021年 3月17日			至 2021年 9月17日	
Α	費用控除後の配当等収益額	41,328,559円	Α	費用控除後の配当等収益額	15,535,072円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
	の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
С	収益調整金額	33,671,462円	С	収益調整金額	30,918,519円
D	分配準備積立金額	57,568,303円	D	分配準備積立金額	132,020,503円
E	当ファンドの分配対象収益額	132,568,324円	Е	当ファンドの分配対象収益額	178,474,094円
F	10,000口当たり収益分配対象額	363円	F	10,000口当たり収益分配対象額	534円
G	10,000口当たり分配金額	15円	G	10,000口当たり分配金額	15円
Н	収益分配金金額	5,477,395円	Н	収益分配金金額	5,004,413円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
項目	自 2020年 9月18日	自 2021年 3月18日
	至 2021年 3月17日	至 2021年 9月17日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関	同左
	する法律第2条第4項に定める証券投資信	
	託として、投資信託受益証券等の金融商	
	品を主要投資対象とし、信託約款に定め	
	る「運用の基本方針」に基づき運用を	
	行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドが保有する金融商品の種類	同左
係るリスク	は、投資信託受益証券、コール・ローン	
	等の金銭債権および金銭債務です。ま	
	た、当ファンドが投資信託受益証券への	
	投資を通じて保有する主な金融資産は、	
	公社債、転換証券です。これらは、株価	
	変動リスク、金利変動リスク、為替変動	
	リスクなどの市場リスク、信用リスク、	
	流動性リスクに晒されております。	

	_		有価証券報告書	(内国投資信託
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左		
	制限等を規定した運用ガイドラインに			
	従って運用部門が執行します。			
	管理部門は、運用ガイドラインに則って			
	適切な運用がされているかおよび、運用			
	結果の定期的な検証を通じて、下記に掲			
	げる各種リスクが適切に管理されている			
	ことをモニタリングしています。			
	また、それらの状況は定期的に開催され			
	る各委員会に報告され、状況の把握・確			
	認が行われるほか、適切な運営について			
	検証が行われます。			
	・市場リスク			
	ファンドのパフォーマンスが一定の許容			
	範囲内にあるかどうかモニタリングし、			
	リターンの大きな変動を注視することで			
	市場リスクが適切に管理されていること			
	を確認しています。			
	・信用リスク、流動性リスク			
	運用ガイドラインに従って、証券格付			
	や、証券や発行体への集中投資制限をモ			
	ニタリングし、投資対象に関するこれら			
	のリスクが適切に管理されていることを			
	確認しています。			
	また、取引先の信用リスクについては、			
	グループポリシーで認められた相手に限			
	定することで、これを管理しています。			

.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
7.7.	2021年 3月17日現在	2021年 9月17日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は原則として全て時価評価され	同左
の差額	ているため、貸借対照表計上額と時価と	
	の差額はありません。	
2.金融商品時価の算定方法並びに有価	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の
証券及びデリバティブ取引に関する事	金融商品	金融商品
項	有価証券及びデリバティブ取引以外の金	同左
	融商品については、短期間で決済される	
	ことから、帳簿価額は時価と近似してい	
	るため、当該帳簿価額を時価としており	
	ます。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	売買目的有価証券	売買目的有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	同左
	「1.有価証券の評価基準及び評価方法」	
	に記載しております。	
	(3)デリバティブ取引	(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引等に関する注記に記載	同左
しております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2021年 3月17日現在	当期 2021年 9月17日現在
↑生 ★貝	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	85,162,237	31,437,314
合計	85,162,237	31,437,314

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

	前期	当期	
項目	自 2020年 9月18日	自 2021年 3月18日	
	至 2021年 3月17日	至 2021年 9月17日	
元本の推移			
期首元本額	4,565,079,856円	3,651,596,890円	
期中追加設定元本額	14,726,479円	3,899,409円	
期中一部解約元本額	928,209,445円	319,220,963円	

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 株式

株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関 投資家向け)	1,254,252	1,247,228	
	UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジク ラス)	2,832,201,672	3,118,537,261	
合計		2,833,455,924	3,119,784,489	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド」の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」の状況

ご参考として第12期決算日(2021年1月20日)の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

(単位:円)

自 2020年 1月21日 至 2021年 1月20日

営業収益

有価証券売買等損益	35,884
営業収益合計	35,884
営業費用	
受託者報酬	11,495
委託者報酬	4,267
その他費用	712
営業費用合計	16,474
営業利益又は営業損失()	52,358
経常利益又は経常損失()	52,358
当期純利益又は当期純損失()	52,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額 ()	29,792
期首剰余金又は期首欠損金()	134,996
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,117
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,117
剰余金減少額又は欠損金増加額	46
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46
分配金	_
期末剰余金又は期末欠損金()	74,491

組入資産明細表 (2021年 1月20日現在)

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・マザーファンド	15,588,797	15,595,032	
合計		15,588,797	15,595,032	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

UBS短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)が投資対象とする親投資信託で、 信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第12期決算日(2021年1月20日)の運用状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

		(単位:円)
	自 至	2020年 1月21日 2021年 1月20日
営業収益		
営業収益合計		-
営業費用		
支払利息		37,283
営業費用合計		37,283
営業利益又は営業損失()		37,283
経常利益又は経常損失()		37,283
当期純利益又は当期純損失()		37,283
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()		-
期首剰余金又は期首欠損金()		58,774
剰余金増加額又は欠損金減少額		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,698
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,698

組入資産明細表(2021年1月20日現在)

2021年1月20日現在、UBS短期円金利プラス・マザーファンドにおける組入資産はありません。

ケイマン籍外国投資信託 UBS (CAY) グローバルCBファンドの運用状況

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び投資資産の明細は、2020年11月30日現在の現地Annual Report からの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

損益計算書	2020年11月30日終了年度
収益	円
· Viain · Communication · Com	251,913,937
配当以入	4,204,040
その他収益	893,498
損益を通じて公正価値で測定する金融資産(デリバティブを除く)に係る実現利益(損失)	62,745,571
デリバティブ金融資産・負債に係る実現利益(損失)	22,597,067
外国為替取引に係る実現利益(損失)	(8,776,102)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産(デリバティブを除く)に係る未実現評価益(評価損)の変動額	(219,200,255)
デリパティブ金融資産・負債に係る未実現評価益(評価損)の変動額	(6,308,030)
外国為替取引に係る未実現評価益(評価損)の変動額	(632,581)
収益(損失)合計	107,437,145
費用	44 050 707
投資管理費用 保管費用	41,253,797
体官員用 専門家費用	7,830,489 5,944,763
・ マープ (1) できます できます アンドラ (1) できます できます アンドラ (1) できます アンド	5,775,535
支払利息	1,437,894
名義書換事務代行費用	1,326,002
信託費用	1,126,790
登録費用	23,142
その他費用	8,876
費用合計	64,727,288
营業利益(損失)	42,709,857
金融費用	
解約可能受益者への分配金	(236,462,753)
分配後稅引前利益(損失)	(193,752,896)
源泉徴収税	(3,446,664)
奶奶可 然巫光老师是才 2 体次夹小横端落	(407, 400, 560)
解約可能受益者に属する純資産の増減額	(197,199,560)

2020年11月30日現在の投資資産

<u>通貨</u>	額面	<u>銘柄</u>	対純資産比率(%)	<u>評価額</u>
		固定利付証券 (95.9%)		
		オーストラリア (1.9%)		
		転換社債 (1.9%)		
		DEXUS Finance Pty Ltd.		
AUD	1,200,000	2.30% due 06/19/26	1.0	¥ 92,663,042
		Seven Group Holdings, Ltd.		
AUD	900,000	2.20% due 03/05/25	0.9	77,419,260
		転換社債合計	_	170,082,302
		オーストラリア合計	_	170,082,302
		オーストリア (1.1%)		
		転換社債 (1.1%)		
		ams AG		
EUR	1,000,000	0.00% due 03/05/25	1.1	96,225,851
		転換社債合計	_	96,225,851
		オーストリア合計	_	96,225,851
		ベルギー (1.8%)		
		転換社債 (1.8%)		
		BNP Paribas Fortis SA		
EUR	750,000	1.50% due 12/29/49	0.9	77,646,759
		Greenyard Fresh NV		
EUR	700,000	3.75% due 12/22/21	0.9	83,777,423
		転換社債合計	_	161,424,182
		ベルギー合計	_	161,424,182
		中国 (9.4%)		

			有	L夯報告書(内国投貨
		転換社債 (9.4%)		
		Angang Steel Co., Ltd.		
HKD	6,000,000	0.00% due 05/25/23	0.9	80,541,591
		China Conch Venture Holdings International, Ltd.		
HKD	6,000,000	0.00% due 09/05/23	1.0	92,082,120
		China Evergrande Group		
HKD	6,000,000	4.25% due 02/14/23	0.9	77,515,229
		CRRC Corp. Ltd.		
USD	750,000	0.00% due 02/05/21	0.9	77,697,908
		iQIYI, Inc.		
USD	729,000	3.75% due 12/01/23	0.9	80,624,973
		Poseidon Finance 1, Ltd.		
USD	800,000	0.00% due 02/01/25	0.9	80,226,012
		Smart Insight International, Ltd.		
HKD	6,000,000	4.50% due 12/05/23	1.1	95,229,537
		Trip.com Group Ltd.		
USD	550,000	1.50% due 07/01/27	0.9	76,760,058
		Zhongsheng Group Holdings Ltd.		
HKD	5,000,000	0.00% due 05/21/25	1.1	93,623,547
		Zhou Hei Ya International Holdings Co. Ltd.		
HKD	6,000,000	1.00% due 11/05/25	0.8	75,659,060
		転換社債合計		829,960,035
		中国合計		829,960,035

		中国百副	_	629,960,035
汉化	\$5.45	<i>∆0.</i> +∓	计体次在比较(0)	÷π /≖ \$5
<u>通貨</u>	額面	<u>銘柄</u>	<u>対純資産比率(%)</u>	評価額
		フランス (7.7%) ************************************		
		転換社債 (7.7%)		
EUR	1 420 000	Korian S.A. 0.88% due 03/06/27	1.0 ¥	00 633 390
EUK	1,420,000	Korian SA	1.0 ‡	90,633,289
EUR	1,800,000	2.50% due 12/29/49	1.0	89,500,707
LOIK	1,000,000	Maisons du Monde S.A.	1.0	00,000,707
EUR	1,850,000	0.13% due 12/06/23	1.0	88,518,553
	,,	Neopost SA		,,
EUR	927,100	3.38% due 12/29/49	0.8	67,007,981
		Nexity S.A.		
EUR	1,250,000	0.25% due 03/02/25	1.1	94,354,507
		Orpea		
EUR	504,400	0.38% due 05/17/27	1.0	90,845,872
		Unibail-Rodamco SE		
EUR	180,000	0.00% due 01/01/22	0.9	76,723,231
		Valeo SA		00 074 005
USD	800,000	0.00% due 06/16/21 ==+6-24/==ヘ==	0.9	82,871,095
		転換社債合計		680,455,235
		フランス合計 ドイツ (10.6%)		680,455,235
		転換社債 (10.6%)		
		Consus Real Estate AG		
EUR	400,000	4.00% due 11/29/22	0.6	49,207,464
LOIK	100,000	Delivery Hero SE	0.0	10,201,101
EUR	600,000	1.00% due 01/23/27	1.1	92,855,047
EUR	700,000	1.50% due 01/15/28	1.0	89,918,190
		Deutsche Bank AG		
USD	759,000	1.00% due 05/01/23	1.0	83,428,036
		Deutsche Lufthansa AG		
EUR	400,000	2.00% due 11/17/25	0.6	56,920,999
		Deutsche Wohnen SE		
EUR	300,000	0.60% due 01/05/26	0.5	40,904,651
EUD	700 000	LEG Immobilien AG	4.0	04 700 000
EUR	700,000	0.40% due 06/30/28	1.0	91,709,866
ELID	E00, 000	MorphoSys AG 0.63% due 10/16/25	0.7	64 202 762
EUR	500,000	MTU Aero Engines AG	0.7	64,282,763
EUR	800,000	0.05% due 03/18/27	1.1	97,691,473
	000,000	RAG-Stiftung		0.,00.,0
EUR	700,000	0.00% due 03/16/23	1.0	87,636,563
		TAG Immobilien AG		
EUR	700,000	0.63% due 08/27/26	1.0	90,547,722
		Zalando SE		
EUR	600,000	0.63% due 08/06/27	1.0	90,990,028
		転換社債合計		936,092,802
		ドイツ合計	<u> </u>	936,092,802
		香港 (7.8%)		
		転換社債 (6.8%)		
FUE	700 000	ANLLIAN Capital Ltd.		07 700 040
EUR	700,000	0.00% due 02/05/25	1.1	97,703,946
USD	1 000 000	Bosideng International Holdings Ltd. 1.00% due 12/17/24	4 4	00 520 072
UUD	1,000,000	1.00% QUG 12/11/27	1.1	98,539,873
. —				

対純資産比率(%)

評価額

通貨

額面

銘柄

		Droit CF	有価証	券報告書(内国投資
GBP	600,000	Brait SE 6.50% due 12/04/24	0.7	64,701,992
USD	800,000	China Overseas Finance Investment Cayman V, Ltd. 0.00% due 01/05/23	1.1	93,737,597
		Lenovo Group Ltd.		
USD	600,000	3.38% due 01/24/24 PB Issuer NO 5 Ltd.	0.8	71,855,901
USD	900,000	3.00% due 12/10/25 Sino Biopharmaceutical Ltd.	1.0	87,043,554
EUR	700,000	0.00% due 02/17/25	1.0	83,057,086
		転換社債合計 事業債 (1.0%)	_	596,639,949
USD	727,000	Universe Trek, Ltd. 2.50% due 07/08/25	1.0	88,387,490
	,	事業債合計		88,387,490
		香港合計 インド (1.1%)	_	685,027,439
		転換社債 (1.1%) Bharti Airtel Ltd.		
USD	800,000	1.50% due 02/17/25	1.1	93,899,218
		転換社債合計 インド合計	_	93,899,218
		アイルランド (1.0%)	_	55,555,215
		転換社債 (1.0%) Glanbia Cooperative Society, Ltd.		
EUR	700,000	1.38% due 06/09/21 高二倍分上层企业	1.0	85,288,956
		転換社債合計 アイルランド合計	_	85,288,956 85,288,956
		イタリア (4.4%) 転換社債 (4.4%)		
		Beni Stabili SpA SIIQ		
EUR	400,000	0.88% due 01/31/21 Nexi SpA	0.6	49,850,337
EUR	600,000	1.75% due 04/24/27 Prysmian SpA	1.0	92,309,461
EUR	700,000	0.00% due 01/17/22	1.0	88,397,187
EUR	500,000	Snam SpA 0.00% due 03/20/22	0.8	66,691,394
EUR	700,000	Telecom Italia SpA 1.13% due 03/26/22	1.0	87,132,886
LUK	700,000	転換社債合計	-	384,381,265
		イタリア合計 ルクセンブルク (6.2%)	_	384,381,265
		転換社債 (6.2%)		
EUR	1,000,000	Ageasfinlux SA 0.83% due 12/29/49	1.0	85,442,619
EUR	900,000	Corestate Capital Holding SA 1.38% due 11/28/22	1.0	89,808,300
		Eliott Capital Sarl		
EUR	700,000	0.00% due 12/30/22 European TopSoho S.a.r.I.	1.0	88,405,918
EUR	400,000	4.00% due 09/21/21	0.4	32,298,557
涌华	タ 布	銘柄	対純資産比率(%)	章亚/而发育
<u>通貨</u>	額面	ছানাথ Klockner & Co. Financial Services SA	<u> 对批員连比率(%)</u>	<u>評価額</u>
EUR	700,000	2.00% due 09/08/23 Lagfin SCA	1.0	86,012,652
EUR	600,000	2.00% due 07/02/25	1.0	85,169,701
EUR	900,000	VIC Properties S.A. 3.00% due 05/28/25	0.8	76,337,055
		転換社債合計 ルクセンブルク合計	=	543,474,802 543,474,802
		マレーシア (1.0%)	_	040,474,002
		転換社債 (1.0%) Cerah Capital Ltd.		
USD	900,000	0.00% due 08/08/24	1.0	89,741,670
		転換社債合計 マレーシア合計	_	89,741,670 89,741,670
		マルタ (0.8%) 転換社債 (0.8%)		
		Remgro Jersey GBP, Ltd.		
GBP	500,000	2.63% due $03/22/21$ REXLot Holdings, Ltd. \pm	0.8	68,604,595
HKD	2,902,118	4.50% due 04/17/19	0.0	1,951,747
		転換社債合計 マルタ合計	_	70,556,342
		オランダ (8.0%) 転換社債 (8.0%)	_	
		Airbus SE		
EUR	600,000	0.00% due 06/14/21	0.9	74,722,002

		D (5)	有価証券	報告書(内国投資
USD	750,000	Brenntag Finance BV 1.88% due 12/02/22	1.0	84,668,431
EUR	700,000	COSMO Pharmaceuticals NV 2.50% due 12/05/23	1.0	86,348,809
		ELM BV for Swiss Re, Ltd.		
USD	800,000	3.25% due 06/13/24 Just Eat Takeaway.com NV	1.0	92,091,507
EUR	600,000	1.25% due 04/30/26	0.9	82,763,587
EUR	600,000	Koninklijke BAM Groep NV 3.50% due 06/13/21	0.7	65,219,392
EUR	600,000	Pharming Group NV 3.00% due 01/21/25	0.7	65,395,410
		QIAGEN NV		
USD	600,000	1.00% due 11/13/24 Yandex NV	0.9	76,136,598
USD	600,000	0.75% due 03/03/25 転換社債合計	0.9	79,577,593
		オランダ合計	_	706,923,329
		ノルウェー (1.5%) 転換社債 (1.5%)		
USD	600,000	BW Offshore Ltd. 2.50% due 11/12/24	0.6	53,249,070
		Ship Finance International, Ltd.		
USD	800,000	5.75% due 10/15/21 転換社債合計	0.9	81,174,901 134,423,971
		ノルウェー合計	_	134,423,971
通貨	額面	銘柄	対純資産比率(%)	評価額
<u> 22 52</u>	нхии	ロシア (1.0%)	NIMORAL (N)	ит імпи
		事業債 (1.0%) Mail.ru Group, Ltd.		
USD	800,000	1.63% due 10/01/25	1.0 <u>¥</u>	87,878,797
		事業債合計 ロシア合計	<u> </u>	87,878,797 87,878,797
		シンガポール (4.9%) 転換社債 (4.9%)		
SGD	1,000,000	CapitaLand Ltd. 1.95% due 10/17/23	0.9	70 525 007
		Keppel REIT		78,535,097
SGD	1,250,000	1.90% due 04/10/24 OUE, Ltd.	1.1	96,077,067
SGD	1,000,000	1.50% due 04/13/23 Singapore Airlines Ltd.	0.8	77,056,240
SGD	1,250,000	1.63% due 12/03/25	1.2	104,249,698
SGD	1,000,000	Suntec Real Estate Investment Trust 1.75% due 11/30/24	0.9	77,088,930
		転換社債合計 シンガポール合計	_	433,007,032 433,007,032
		韓国 (1.1%)		400,007,002
		転換社債 (1.1%) Lotte Shopping Co. Ltd.		
KRW	1,000,000,000	0.00% due 04/04/23 転換社債合計	1.1	93,762,058 93,762,058
		韓国合計		93,762,058
		スペイン (2.0%) 転換社債 (2.0%)		
EUR	800,000	Ence Energia y Celulosa S.A. 1.25% due 03/05/23	1.0	92,047,564
		Sacyr S.A.		, ,
EUR	700,000	3.75% due 04/25/24 転換社債合計	1.0	86,076,391 178,123,955
		スペイン合計 スイス (2.1%)	_	178,123,955
		転換社債 (2.1%)		
CHF	600,000	Idorsia, Ltd. 0.75% due 07/17/24	0.8	75,295,000
CHF	795,000	Implenia AG 0.50% due 06/30/22	1.0	85,847,185
		Santhera Pharmaceuticals Holding AG		
CHF	680,000	5.00% due 02/17/22 転換社債合計	0.3	25,847,022 186,989,207
		スイス合計 タイ (1.0%)	_	186,989,207
		転換社債 (1.0%)		
USD	800,000	CP Foods Capital Ltd. 0.50% due 06/18/25	1.0	82,951,178
	,	転換社債合計	· _	82,951,178
		タイ合計	_	82,951,178
涌货	類而	经 标	対姉答辞比索(%)	章亚4冊安百

対純資産比率(%)

評価額

<u>通貨</u>

額面

<u>銘柄</u>

			有1個記	上夯取古書(內国投資
		アラブ首長国連邦 (0.3%)		
		転換社債 (0.3%) Borr Drilling, Ltd.		
USD	1,200,000	3.88% due 05/23/23	0.3	¥ 25,025,999
	.,,,	NMC Health Jersey, Ltd. ±		
USD	1,000,000	1.88% due 04/30/25	0.0	3,128,250
		転換社債合計		28,154,249
		アラブ首長国連邦合計		28,154,249
		イギリス (5.6%) 転換対傷 (5.6%)		
		転換社債 (5.6%) African Minerals, Ltd. ±		
USD	1,200,000	8.50% due 02/10/17	0.0	12,513
002	.,200,000	Capital & Counties Properties PLC		.2,0.0
GBP	600,000	2.00% due 03/30/26	1.0	85,060,959
		Derwent London Capital No 3 Jersey Ltd.		
GBP	700,000	1.50% due 06/12/25	1.1	98,820,706
		Golar LNG, Ltd.		
USD	512,000	2.75% due 02/15/22	0.5	45,409,477
ODD	000 000	Intu Jersey 2, Ltd.	0.0	00 007 505
GBP	900,000	2.88% due 11/01/22 PHP Finance Jersey NO 2 Ltd.	0.3	26,937,585
GBP	500,000	2.88% due 07/15/25	0.9	78,312,503
02.	000,000	Sirius Minerals Finance NO 2 Ltd.	0.0	.0,0.2,000
USD	600,000	5.00% due 05/23/27	0.9	80,076,942
		Stobart Finance PLC		
GBP	546,000	2.75% due 05/08/24	0.5	44,303,908
		Tullow Oil Jersey, Ltd.		
USD	400,000	6.63% due 07/12/21	0.4	36,183,424
		転換社債合計		495,118,017
		イギリス合計		495,118,017
		アメリカ (13.6%) 転換社債 (13.6%)		
		Ares Capital Corp.		
USD	723,000	4.63% due 03/01/24	0.9	78,926,653
002	. 20,000	Blackstone Mortgage Trust, Inc.	0.0	.0,020,000
USD	847,000	4.38% due 05/05/22	1.0	87,605,524
		DISH Network Corp.		
USD	897,000	3.38% due 08/15/26	1.0	93,244,716
		Ensco Jersey Finance, Ltd. ±		
USD	1,319,000	3.00% due 01/31/24	0.2	14,838,825
HCD	4 000 000	Glencore Funding LLC	4.4	04 700 000
USD	1,000,000	0.00% due 03/27/25 Goldman Sachs BDC, Inc.	1.1	94,733,836
USD	805,000	4.50% due 04/01/22	1.0	86,039,908
OOD	000,000	Hercules Capital, Inc.	1.0	00,000,000
USD	800,000	4.38% due 02/01/22	1.0	85,196,844
		Intercept Pharmaceuticals, Inc.		
USD	522,000	3.25% due 07/01/23	0.5	41,720,140
		JPMorgan Chase Bank NA		
USD	800,000	0.00% due 01/11/21	0.9	83,275,682
		Liberty Interactive LLC		
USD	1,000,000	4.00% due 11/15/29	0.9	79,118,655
<u>通貨</u>	額面	<u>銘柄</u>	対純資産比率(%)	評価額
		Liberty Media Corp.		
USD	573,000	2.13% due 03/31/48	0.7	¥ 62,217,231
		Ligand Pharmaceuticals, Inc.		
USD	550,000	0.75% due 05/15/23	0.6	52,978,216
		Prospect Capital Corp.		
USD	832,000	6.38% due 03/01/25	1.0	86,966,361
HCD	400,000	SEACOR Holdings, Inc.	0.4	22 204 247
USD	400,000	3.25% due 05/15/30 Twitter, Inc.	0.4	32,304,347
USD	750,000	0.25% due 06/15/24	1.0	88,101,305
005	700,000	VEREIT, Inc.	1.0	00,101,000
USD	700,000	3.75% due 12/15/20	0.8	72,994,193
	,	Western Digital Corp.		, ,
USD	544,000	1.50% due 02/01/24	0.6	55,440,871
		転換社債合計		1,195,703,307
		アメリカ合計		1,195,703,307
		固定利付証券合計 (Cost ¥9,067,006,606)		¥ 8,449,645,199
		優先株式 (1.0%)		
		アメリカ (1.0%) 銀行 (1.0%)		
		銀行 (1.0%) Wells Fargo & Co.		
USD	600	7.50%	1.0	87,903,823
	000	アメリカ合計 (Cost ¥81,222,821)		87,903,823
		優先株式合計 (Cost ¥81,222,821)		¥ 87,903,823
		短期投資 (0.9%)		<u> </u>
		中国 (0.9%)		
		転換社債 (0.9%)		

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

Goldensep Investment Co. Ltd.

800,000 1.00% due 09/28/21 転換社債合計

USD

中国合計 短期投資合計 (Cost ¥79,361,609) 80,291,748 80,291,748 80,291,748 ¥ 80,291,748

0.9

2020年11月30日時点の未決済為替予約取引(対純資産比率(0.2%))

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額		未実現評価益	未実現評価損	未実現純益(純損)
HKD	Goldman Sachs	3,240,000	01/14/2021	JPY	43,515,611	¥	25,168	¥ -	¥ 25,168
JPY	Bank of America NA	15,822,269	01/14/2021	SGD	205,000		-	(118,633)	(118,633)
JPY	Bank of America NA	11,425,821	01/14/2021	USD	110,000		-	(33,706)	(33,706)
JPY	Goldman Sachs	14,768,207	01/14/2021	EUR	120,000		-	(205,589)	(205,589)
JPY	HSBC Bank Plc	15,506,520	01/14/2021	SGD	200,000		-	(45,580)	(45,580)
JPY	HSBC Bank Plc	125,236,467	01/14/2021	SGD	1,615,000		-	(346,737)	(346,737)
JPY	Morgan Stanley	14,011,827	01/14/2021	USD	135,000		-	(52,138)	(52,138)
JPY	Morgan Stanley	30,532,845	01/14/2021	GBP	220,000		-	(82,240)	(82,240)
JPY	Morgan Stanley	142,006,533	01/14/2021	GBP	1,030,000		-	(1,327,727)	(1,327,727)
JPY	Morgan Stanley	256,303,947	01/14/2021	HKD	19,070,000		31,521	-	31,521
JPY	State Street Bank and Trust and Co	67,205,046	01/14/2021	AUD	880,000		-	(372,899)	(372,899)
JPY	State Street Bank and Trust and Co	1,269,985,406	01/14/2021	USD	12,190,000		61,456	-	61,456
JPY	UBS AG	1,239,326,088	01/14/2021	EUR	10,010,000		-	(9,738,050)	(9,738,050)
JPY	UBS AG	61,908,408	01/14/2021	CHF	540,000		-	(339,431)	(339,431)
JPY	UBS AG	15,585,850	01/14/2021	EUR	125,000		-	(11,854)	(11,854)
USD	Goldman Sachs	273,842	12/21/2020	KRW	315,000,000		-	(1,122,558)	(1,122,558)
USD	UBS AG	405,000	01/14/2021	JPY	42,229,998			(38,103)	(38,103)
						¥	118,145	¥ (13,835,245)	¥ (13,717,100)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 9月30日現在です。

【UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)】

【純資産額計算書】

資産総額	1,462,426,935円
負債総額	2,018,909円
純資産総額(-)	1,460,408,026円
発行済口数	1,459,345,386□
1口当たり純資産額(/)	1.0007円

【UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)】

【純資産額計算書】

資産総額	3,156,944,326円
負債総額	3,483,323円
純資産総額(-)	3,153,461,003円
発行済口数	3,333,117,118□
1口当たり純資産額(/)	0.9461円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典
 - 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止

EDINET提出書類 UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4)受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

2021年9月末現在の委託会社の資本金の額: 2,200,000,000円

委託会社が発行する株式総数: 86,400株

発行済株式総数: 21,600株

最近5年間における資本金の額の増減: 該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の 過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

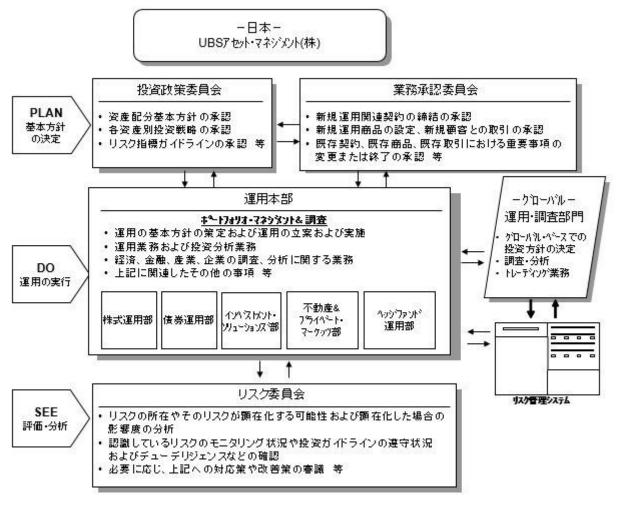
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2021年9月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年9月末現在、以下のとおりです。 (ただし、親投資信託は除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	39	85,957
追加型株式投資信託	84	679,074
合計	123	765,031

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融

商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。 また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2020年1月1日から2020年12 月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2021年1月1日から2021 年6月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けておりま す。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
科目	注記番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		4,001,040		5,013,218
未収入金	*1		58,843		68,692
未収委託者報酬			947,872		877,681
未収運用受託報酬	*1		2,088,489		849,138
その他未収収益	*1		386,023		411,506
前払費用			13,878		11,222
その他			78		3,540
流動資産計			7,496,227		7,235,000
固定資産					
投資その他の資産			396,109		422,468
前払年金費用		21,809		8,568	
繰延税金資産		354,300		393,900	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			396,109		422,468
資産合計			7,892,336		7,657,468

期別			前事業	美年度	当事業年度 (2020年12月31日)	
州 加		(2019年1	2月31日)			
科目		注記	内訳	金額	内訳	金額
771		番号	//፱፻ላ	(千円)	/ 1/2 ርጓ	(千円)
(負債の部)						
流動負債						
預り金				55,862		63,015
未払費用		*1		1,643,137		1,057,992
未払消費税				161,344		338,010
未払法人税等				566,957		655,874
賞与引当金				574,455		670,554
その他				6,728		12,818
	流動負債計			3,008,486		2,798,264
固定負債						
退職給付引当金				-		1,153
	固定負債計			-		1,153

負債合計		3,008,486		2,799,418
(純資産の部)				
株主資本		4,883,850		4,858,050
資本金		2,200,000		2,200,000
利益剰余金		2,683,850		2,658,050
利益準備金	550,000		550,000	
その他利益剰余金	2,133,850		2,108,050	
繰越利益剰余金	2,133,850		2,108,050	
純資産合計		4,883,850		4,858,050
負債・純資産合計		7,892,336		7,657,468

(2)【損益計算書】

料日	記 号 **2	前事第 (自 2019年 至 2019年 内訳	!!	当事第 (自 2020年 至 2020年 内訳	1月 1日 12月31日) 金額
科目 注 番	·号 I*2	至 2019年	=12月31日) 金額	至 2020年	-12月31日) 金額
	·号 I*2		金額		金額
	·号 I*2	内訳		内訳	
営業収益	l*2	7,007	(千円)	7,46.4	. — — :
					(千円)
委託者報酬					
			6,950,925		5,793,207
運用受託報酬 *1	ایت		4,401,672		5,959,214
その他営業収益 *1	1*3		1,538,358		1,283,202
営業収益計			12,890,956		13,035,624
営業費用					
支払手数料			3,353,869		2,730,772
広告宣伝費			73,360		72,804
調査費			2,440,978		3,095,710
調査費		127,451		99,317	
27.7.7.7.7.7	ʻ1	2,313,527		2,996,392	
委託計算費			253,487		246,986
営業雑経費			86,118		87,767
通信費		3,358		2,139	
印刷費		52,134		42,399	
協会費		18,460		17,494	
	ʻ1	12,165		25,734	
営業費用計			6,207,815		6,234,041
一般管理費					
給料			2,256,160		2,407,963
役員報酬		213,584		247,753	
	ʻ1	1,576,177		1,592,585	
賞与		466,397		567,624	
交際費			23,495		8,184
旅費交通費			73,238		14,240
租税公課			78,730		84,915
不動産賃借料			227,290		268,420
退職給付費用			92,509		172,633
3	'1		755,298		696,759
諸経費			77,367		62,523
一般管理費計			3,584,090		3,715,641
営業利益			3,099,050		3,085,941
営業外収益					
受取利息		10		7	

(単位:千円)

(単位:千円)

為替差益		14,805		3,796	Ì
雑収入		55		1,349	
営業外収益計			14,870		5,153
営業外費用					
支払利息	*1	-		134	
雑損失		761		2,173	
営業外費用計			761		2,308
経常利益			3,113,159		3,088,786
税引前当期純利益			3,113,159		3,088,786
法人税、住民税及び事業税			927,009		1,022,267
法人税等調整額			54,500		39,600
当期純利益			2,131,650		2,106,119

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

		-	株主資本		評価・換算差額等			
			利益剰余金	:				
	資本金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本	その他 有価証券	評価・換算	純資産 合計
		準備金	繰越	合計	合計	評価差額金	差額等合計	
			利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,777,000	1,777,000	1,777,000			1,777,000
当期純利益			2,131,650	2,131,650	2,131,650			2,131,650
株主資本以外の項目の						0	0	0
当期中の変動額(純額)						0	U	0
当期中の変動額合計			354,650	354,650	354,650	0	0	354,650
当期末残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

株主資本						評価・換算差額等		
			利益剰余金					
			その他		株主資本	その他	評価・換算	純資産
	資本金	利益	利益剰余金	利益剰余金	体工員本 合計	有価証券	差額等合計	合計
		準備金	繰越	合計		評価差額金	左颌守口引	
			利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850
当期中の変動額								
剰余金の配当			2,131,920	2,131,920	2,131,920			2,131,920
当期純利益			2,106,119	2,106,119	2,106,119			2,106,119
株主資本以外の項目の								
当期中の変動額(純額)						,	-	-
当期中の変動額合計			25,800	25,800	25,800			25,800
当期末残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	-	-	4,858,050

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年 金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度	当事業年度	
(2019年12月31日)	(2020年12月31日)	
584千円	150千円	

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 見積

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度まで一般管理費の「事務委託費」に区分していました「委託費用」及び「システム使用料」は、明瞭性を高める観点から、当事業年度より営業費用の「委託調査費」及び「委託計算費」に区分を組替表示しております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「事務委託費」に区分していました「委託費用」及び「システム使用料」2,567,015千円は、「委託調査費」2,313,527千円、「委託計算費」253,487千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2019年12月31日)	(2020年12月31日)
現金・預金	2,726,019	4,271,387
未収入金	7,278	7,034
未収運用受託報酬	8	7
その他未収収益	-	-
未払費用	44,476	41,133

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2019年 1月 1日	自 2020年 1月 1日
	至 2019年12月31日	至 2020年12月31日
運用受託報酬	50	46
その他営業収益	55,224	-
支払利息	-	134
委託調査費	16,686	-
営業雑経費その他	1,300	81
人件費	2,798	293
事務委託費	338,654	467,508

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2019年 1月 1日	自 2020年 1月 1日
	至 2019年12月31日	至 2020年12月31日
投資助言報酬	56,552	40,895

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	21,600	ı	•	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日	並洛姓士	1.777.000	82.268	2019年3月31日	2019年6月12日
臨時株主総会	普通株式	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,		

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第25期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	2,131,920	98,700	2019年12月31日	第25期定時 株主総会の翌日

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	•	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 臨時株主総会	普通株式	2,131,920	98,700	2020年3月31日	2020年6月12日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資ー任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度	(2019年12月31日)	١

((単	分	• =	FF	Д`)

	貸借対照表計上額	時価	差額	

現金・預金	4,001,040	4,001,040	-
未収入金	58,843	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	386,023	
資産計	7,482,270	7,482,270	-
未払費用	1,643,137	1,643,137	-
未払法人税等	566,957	566,957	
負債計	2,210,095	2,210,095	-

当事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,013,218	5,013,218	-
未収入金	68,692	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	849,138	-
その他未収収益	411,506	411,506	
資産計	7,220,237	7,220,237	-
未払費用	1,057,992	1,057,992	-
未払法人税等	655,874	655,874	
負債計	1,713,866	1,713,866	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示 しております。

(注)2.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年12月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
現金・預金	4,001,040	-
未収入金	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	<u>-</u> _
合計	7,482,270	-

当事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
現金・預金	5,013,218	-
未収入金	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	-
その他未収収益	411,506	
合計	7,220,237	-

(退職給付関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。 当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、 年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

退職給付債務の期首残高	1,085,756
勤務費用	118,681
利息費用	4,185
数理計算上の差異の当期発生額	180,891
退職給付の支払額	61,745
過去勤務費用の当期発生額	<u>-</u> _
退職給付債務の期末残高	965,986

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(— — 1 1 1 1 1 1 1 1
年金資産の期首残高	1,040,003
期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の当期発生額	122,932
事業主からの拠出額	127,327
退職給付の支払額	61,745
年金資産の期末残高	987,795

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位:千円)

	(十四・ココノ
積立型制度の退職給付債務	965,986
年金資産	987,795
小計	21,809
非積立型制度の退職給付債務	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,809
退職給付引当金	
前払年金費用	21,809
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,809

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	(+12.111)
勤務費用	118,681
利息費用	4,185
期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の費用処理額	51,788
過去勤務費用の費用処理額	
確定給付制度に係る退職給付費用	65,934

(注)上記の他、特別退職金5,000千円を退職給付費用として処理しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券 41% 株式 20% その他 39% 合計 100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,944千円でありました。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、 年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(十四・113)
退職給付債務の期首残高	965,986
勤務費用	108,238
利息費用	2,316
数理計算上の差異の当期発生額	31,316
退職給付の支払額	30,530
過去勤務費用の当期発生額	
退職給付債務の期末残高	1,014,693

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

年金資産の期首残高	987,795
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の当期発生額	73,178
事業主からの拠出額	132,688
退職給付の支払額	30,530
年金資産の期末残高	1,022,108

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位:千円)

積立型制度の退職給付債務	1,014,693
年金資産	1,022,108
小計	7,414
非積立型制度の退職給付債務	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414
退職給付引当金	1,153
前払年金費用	8,568
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(十四・111)
I	勤務費用	108,238
I	利息費用	2,316
I	期待運用収益	5,333
ı	数理計算上の差異の費用処理額	41,861
I	過去勤務費用の費用処理額	<u>-</u> _

147,082

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券 41% 株式 21% その他 38% 合計 100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,551千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2019年12月31日)	(2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	2,800	9,000
減価償却超過額	38,400	50,200
未払事業税	31,000	39,200
株式報酬費用	60,900	42,400
退職給付引当金	14,200	10,500
賞与引当金	175,900	204,800
その他	31,100	37,800
繰延税金資産小計	354,300	393,900
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	354,300	393,900

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2019年12月31日)	(2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.00%	0.80%
過年度法人税等	0.03%	0.07%
その他	0.15%	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.50%	31.46%

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域に関する情報

営業収益

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

日本	米国	その他	合計	
4,323,477千円	843,709千円	772,844千円	5,940,031千円	

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

日本	米国	その他	合計		
5,898,961千円	794,957千円	548,497千円	7,242,417千円		

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客に関する情報

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名		
UBSグループ (*1)	1,538,408千円	投資運用		

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,283,248千円	投資運用

(注)運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	UBS AG						金銭の預入れ		現金・預金	2,726,019
	(最終親会					今性の7 5	増加	9,130,575		
	社である					金銭の預	減少	7,843,696		
	UBS Group					入れ、資				
親	AGはNYSE及	スイス・	3.8億			産運用業	運用受託報酬	50	未収入金	7,278

会	びSIXに上	チューリッ	スイス	銀行、	(被所有)	務及びそ	その他営業収益	55,224	未収運用受託報酬	8
社	場、UBS	٤	フラン	証券業務	間接100%	れに関す	委託調査費	16,686	未払費用	44,476
	Asset					る事務委	事務委託費	338,654		
	Management					託等、人	不動産関係費(受取)	1,300		
	AGは非上					件費	人件費	2,798		
	場)									

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50万 スイス フラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	54,434	その他未収収益 未収入金 未払費用	67,582 2,959 18,384
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区大 手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費			25,907 214,714
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラ リア・ シドニー	40百万 オースト ラリア ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費		その他未収収益未払費用	17,258 32,381
親会社の	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	71,117	その他未収収益 未収入金 未払費用	51,885 1,685 11,636
の子会社等	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	1,778,702	 未払費用	42,368 2,311 750,133
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミン トン	50米国 ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	224,239	その他未収収益 未収入金 未払費用	15,991 3,362 51,795
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミン トン	10万 米国 ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	681,049	その他未収収益	154,055

	UBS Japan	東京都	2億5	投資		 人件費の立替					
	Advisors	千代田区大	百万円	助言業	なし	役員の兼任	人件費 (受取)	132,078	-	-	
	Inc.	手町	 ロ\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ツロ未		投與砂森は					

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	UBS AG (最終親会 社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは 非上場)	チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	金銭れま産務れる託産のでは、金銭ののでは、金銭ののでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、金銭のでは、	金銭の預入れ 増加 減少 資金の借入 資金の返済 支払利息 運用受託報酬 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	14,551,740 13,006,486 1,000,000 1,000,000	未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	7,034 7 41,133

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50万 スイス フラン	資産運 用業	なし	資産運用業務及び、	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	70,738	その他未収収益 未収入金 未払費用	61,748 4,039 28,610

							有価証券報告書(内	国投資信託
	市台和					事務委託費	303,301未収入金	30,098
UBS証券		321	÷.7 ** **	<i>+</i> >1	人計員の立省	不動産関係費	265,990未払費用	263,404
株式会社		億円	祉分業	40	人件費、社会保険料	人件費(受取)	100,772	
	丁 町				などの立替			
UBS Asset	<u> </u>	40百万			兼業業務	その他営業収益	101,410 その他未収収益	57,409
Management		オースト	資産	45.1	資産運用業務及び、	委託調査費	110,299未払費用	23,507
(Australia)		ラリア	運用業	なし	それに関する			
Ltd	ント	ドル			事務委託等			
UBS Asset		3.9百万			兼業業務	その他営業収益	176,551 その他未収収益	62,691
Management	シンガ	シンガ	資産	45.1	資産運用業務及び、	委託調査費	78,411未収入金	1,764
(Singapore)	ポール	ポールド	運用業	なし	それに関する	事務委託費	3,792未払費用	16,119
Ltd		ル			事務委託等			
					7. 	その他営業収益	80,544その他未収収益	14,518
UBS Asset	**=	125百万	次立			委託調査費	2,481,175未収入金	3,155
Management		英国		なし		事務委託費	未払費用	158,19
(UK) Ltd	ロントン	ポンド	理用業			(受取)	32,887	
					事務安 式 寺			
LIPS Asset					并 光光功	その他営業収益	70,137 その他未収収益	23,469
	米国・	FO사료	次立			委託調査費	200,658未収入金	4,590
	ウィルミン			なし		事務委託費	未払費用	51,150
(トン	F/V	理用業			(受取)	47,835	
Inc.					事務安 式 奇			
UBS Hedge	WE	40.						
Fund			資産	45.1	7. 	7 0 /4 24 24 117 24	500 054 Z @/lk + IIIIII Y	440.04
Solutions			運用業	なし	果 美美 務	その他営業収益	500,251 その他未収収益	118,917
LLC	トン	171						
UBS Japan	東京都		10.00			人件費(受取)	169,696	
Advisors	- 千代田区大	1		なし		不動産関係費	未収入金	72
Inc.	手町	万円 	即言業		役員の兼仕 	(受取)	27	
UBS Hedge								
Fund			資産		34 MK MK = E			
Solutions			運用業	なし 	兼業業務	その他営業収益	218,534その他未収収益	64,762
LLC	トン	ドル						
	株式会社 UBS Asset Management (Australia) Ltd UBS Asset Management (Singapore) Ltd UBS Asset Management (UK) Ltd UBS Asset Management (UK) Ltd UBS Asset Management (Americas) Inc. UBS Hedge Fund Solutions LLC UBS Japan Advisors Inc. UBS Hedge Fund Solutions	株式会社 手町 大田田 大田田 大田田 大田田 大田田 大田田 大田田 大田田 大田田 大田	UBS in	UBS in	UBS Asset Management (Singapore) Ltd UBS Asset Management (UK) Ltd ロンドン がポール 道産 産 ボンド 道産 産 ボンド びの形 資産 産 ボンド びの形 資産 産 ボンド びの形 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	UBS Asset Management (Australia) 上td UBS Asset Management (Singapore) Ltd UBS Asset Management (UK) Ltd UBS Asset Management (DK) Ltd UBS Asset Management (Americas) Inc. UBS Hedge Fund Solutions LLC UBS Japan Advisors Inc. UBS Hedge Fund Solutions Prund Solutions LLC UBS Hedge Fund Solutions LLC U	UBS証券 東京都 代田区大 東京都 代田区大 東京都 代田区大 東京 本式会社 東京都 大一ストラ リア・ シドニー カーストラ リア・ シドニー カーストラ リア・ シドニー カーストラ リア・ シンガ 資産 運用業 なし 東京都 大一ル ル	UBS ASSet A

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

		前事業年度		当事業年度		
	(自	2019年 1月 1日	(自	2020年 1月 1日		
	至	2019年12月31日)	至	2020年12月31日)		
1株当たり純資産額		226,104円21銭		224,909円72銭		
1株当たり当期純利益金額		98,687円51銭		97,505円51銭		

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年 1月 1日	(自 2020年 1月 1日
	至 2019年12月31日)	至 2020年12月31日)
当期純利益(千円)	2,131,650	2,106,119
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,131,650	2,106,119
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

期別		当中間会	会計期間末
743773		(2021年6月30日)	
1) D	注記	# ==	金額
科目	番号	内訳	(千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,905,062
未収入金			65,456
未収委託者報酬			1,084,180
未収運用受託報酬			559,196
未収収益			139,721
その他未収収益			382,619
前払費用			1,583
その他			38,676
流動資產	奎計		5,176,495
固定資産			
投資その他の資産			331,246
前払年金費用		21,246	
繰延税金資産		290,000	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資產	奎計		331,246
資産合計			5,507,742

期別		当中間会記 (2021年6,	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部) 流動負債 預り金 未払費用 未払法人税等 賞与引当金 その他			43,949 2,201,078 21,115 418,740 3,575

1			
	流動負債計		2,688,459
固定負債			, ,
退職給付引当金			2,312
	固定負債計		2,312
負債合計			2,690,772
(純資産の部)			
株主資本			2,816,969
資本金			2,200,000
利益剰余金			616,969
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		66,969	
繰越利益剰余金		66,969	
純資産合計			2,816,969
負債・純資産合計			5,507,742

(2)中間損益計算書

当中間会計期間 自 2021年1月 1日 至 2021年6月30日 入部					
科目 注記 番号 内訳 金額 (千円) 営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 3,235,846 1,341,547 1,196,917 1,341,547 1,196,917 営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 委託調査費 委託調査費 「適信費 可信費 可同制費 公会表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表			当中間会計期間		
注記	期別		自 2021年1月 1日		
対対			至 2021年6月30日		
営業収益	17 D	注記	⇔ ±⊓	金額	
要託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計 営業収益計 営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 委託調査費 委託調査費 多託調査費 「3,961 表話調査費 「4,513,320 「7,455 「1,914,261 「7,455 「1,860,299 「21,193 「21,193 「3,606,476 「22,355 「3,961 「4,644 「1,860,299 「21,193 「40,245 「5,814 「6,448 「7,814 「6,448 「7,814 「7,815 「8,814 「7,815 「8,814 「7,815 「8,814 「8,448 「1,319,187 「8,814 「8,448 「1,319,187 「8,955 「8,901 「390,930 「707 日税管理費 「1,447 「1,319,187 「1,447 「		番号	内訳	(千円)	
運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計 営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 委託調査費 委託制算費 営業維経費 通信費 印刷費 協会費 その他 営業費用計 一般管理費 給料 役員報酬 後員報酬 後員報酬 後員報酬 が費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費	営業収益				
その他営業収益 1,196,917 5,774,312 営業費用 5,774,312 1,513,320 17,455 1,914,261 1,860,299	委託者報酬			3,235,846	
営業費用 5,774,312 支払手数料 1,513,320 広告宣伝費 17,455 調査費 53,961 委託計算費 1,860,299 营業維経費 40,245 通信費 1,644 印刷費 26,337 協会費 5,814 その他 6,448 一般管理費 3,606,476 一般管理費 102,355 給料・手当 825,901 賞与 390,930 交際費 1,447 旅費交通費 707 租税公課 21,935 不動産賃借料 121,456 事務委託費 324,444	運用受託報酬			1,341,547	
営業費用 1,513,320 広告宣伝費 17,455 調査費 53,961 委託訓算費 1,860,299 委託計算費 40,245 道信費 1,644 印刷費 26,337 協会費 5,814 その他 6,448 一般管理費 3,606,476 一般管理費 102,355 給料・手当 825,901 賞与 390,930 交際費 1,447 旅費交通費 707 租税公課 21,935 不動産賃借料 121,456 事務委託費 324,444	その他営業収益			1,196,917	
支払手数料 広告宣伝費 調査費 委託調査費 委託調査費 委託計算費 営業雑経費 通信費 日刷費 協会費 その他53,961 1,860,29953,961 1,860,299121,193 40,2451,644 6,4481,644 6,448日刷費 協会費 その他26,337 5,814 6,448一般管理費 給料 公員報酬 給料・手当 貿与 交際費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費1,513,320 1,914,261	営業収益計			5,774,312	
広告宣伝費 調査費 委託調査費 委託調査費 委託計算費 営業雑経費 通信費 正の他53,961 1,860,299委託計算費 営業雑経費 通信費 での他1,644 26,337 5,814 6,448一般管理費 給料 役員報酬 公料・手当 資与 交際費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費17,455 324,444	営業費用				
調査費	支払手数料			1,513,320	
調査費 委託調査費	広告宣伝費			17,455	
委託調査費	調査費			1,914,261	
委託計算費 営業維経費 通信費 印刷費 協会費 その他 営業費用計 一般管理費 給料・手当 賞与 交際費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費	調査費		53,961		
営業雑経費 通信費 印刷費 協会費 その他1,644 26,337 5,814 6,448一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 交際費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費102,355 825,901 390,930102,355 825,901 390,9301,447 707 21,935 121,456 324,444	委託調査費		1,860,299		
通信費 印刷費 協会費 その他 営業費用計 一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 交際費 和税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費	委託計算費			121,193	
印刷費 協会費 5,814 6,448	営業雑経費			40,245	
協会費 その他	通信費		1,644		
をの他	印刷費		26,337		
営業費用計3,606,476一般管理費 給料・手当 賞与 交際費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費102,355 825,901 390,930102,355 825,901 390,9301,447 707 21,935 121,456 324,444	協会費		5,814		
一般管理費 給料1,319,187役員報酬 賞与 交際費 旅費交通費 租税公課102,355 825,901 390,930交際費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費1,447 707 21,935 175,873 121,456 324,444	その他		6,448		
給料1,319,187役員報酬 賞与 交際費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費102,355 825,901 390,9301,447 390,9301,447 707 21,935 175,873 121,456 324,444	営業費用計			3,606,476	
役員報酬 給料・手当 賞与102,355 825,901 390,930交際費 税費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費1,447 707 21,935 175,873 121,456 324,444	一般管理費				
給料・手当 賞与825,901 390,930交際費1,447旅費交通費707租税公課21,935不動産賃借料175,873退職給付費用121,456事務委託費324,444	給料			1,319,187	
賞与390,930交際費1,447旅費交通費707租税公課21,935不動産賃借料175,873退職給付費用121,456事務委託費324,444	役員報酬		102,355		
交際費1,447旅費交通費707租税公課21,935不動産賃借料175,873退職給付費用121,456事務委託費324,444	給料・手当		825,901		
旅費交通費707租税公課21,935不動産賃借料175,873退職給付費用121,456事務委託費324,444	賞与		390,930		
租税公課21,935不動産賃借料175,873退職給付費用121,456事務委託費324,444	交際費			1,447	
不動産賃借料175,873退職給付費用121,456事務委託費324,444	旅費交通費			707	
退職給付費用 121,456 事務委託費 324,444	租税公課			21,935	
事務委託費 324,444	不動産賃借料			175,873	
	退職給付費用			121,456	
++/17 #P	事務委託費			324,444	
	諸経費			19,671	

一般管理費計		1,984,724
営業利益		183,110
営業外収益		·
受取利息	3	
雑収入	72	
営業外収益計		75
営業外費用		
為替差損	17,947	
雑損失	1,034	
営業外費用計		18,982
経常利益		164,204
税引前中間純利益		164,204
法人税、住民税及び事業税		2,455
法人税等調整額		103,900
中間純利益		62,759

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自	2021年1月1日	至 202		(単位:千円)		
			株主資本	Z		
			その他		株主資本	純資産合計
	資本金	利益	利益剰余金	利益剰余金	体工具 体 合計	
		準備金	繰越	合計	口削	
			利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050
当中間期変動額						
剰余金の配当			2,103,840	2,103,840	2,103,840	2,103,840
中間純利益			62,759	62,759	62,759	62,759
当中間期変動額合計			2,041,080	2,041,080	2,041,080	2,041,080
当中間期末残高	2,200,000	550,000	66,969	616,969	2,816,969	2,816,969

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法に ついては、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

- 2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税」は、借方残高となり重要性が乏しくなったため「未収消費税」を「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期 中間会計期間 自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600		-	21,600

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第27期臨時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,103,840	97,400	2021年 3月31日	第27期臨時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,905,062	2,905,062	-
未収入金	65,456	65,456	-
未収委託者報酬	1,084,180	1,084,180	-
未収運用受託報酬	559,196	559,196	-
未収収益	139,721	139,721	-
その他未収収益	382,619	382,619	
資産計	5,136,235	5,136,235	-
預り金	43,949	43,949	-
未払費用	2,201,078	2,201,078	-
未払法人税等	21,115	21,115	
負債計	2,266,143	2,266,143	-

(注)金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示して おります。

(セグメント情報)

第27期 中間会計期間
自 2021年 1月 1日
至 2021年 6月30日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
 - (1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
1,310,015千円	702,366千円	526,084千円	2,538,465千円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬3,235,846千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しており ₹す。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,196,941千円	投資運用

- (注)委託者報酬3,235,846千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております
- (*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第27期 中間会計期間 自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日

1株当たり純資産額

130.415円25銭

1株当たり中間純利益金額

2,905円52銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益

62,759千円

普通株式に係る中間純利益

62,759千円

普通株式に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数

21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関 係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)に おいて同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当 該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をい います。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

	名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
Ξ	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2021年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受

託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ

てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

の内容
法に定める第
一種金融商品取引業を営ん
き銀行業を営
んでいます。

募集の取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社 該当事項はありません。

(2)販売会社該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

Y Y T TO A TOOK THE YOUNG THE TOTAL OF A CONTROL OF A CON		
提出年月日	提出書類	
2021年 3月30日	臨時報告書	
2021年 6月17日	有価証券届出書	
2021年 6月17日	有価証券報告書	
2021年 6月30日	臨時報告書	

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年3月12日

UBSアセット・マネジメント株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 三浦 昇 印

業務執行社員

公認会計士 川 井 恵一郎 印

指定有限責任社員 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」 に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第26 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記に ついて監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査音見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

EDINET提出書類

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年11月4日

 UBSアセット・マネジメント株式会社

 取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 鶴 田 光 夫

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)の2021年3月18日から2021年9月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジあり)の2021年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

EDINET提出書類 UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年11月4日

 UBSアセット・マネジメント株式会社

 取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 鶴 田 光 夫

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)の2021年3月18日から2021年9月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBオープン(毎月決算型・為替ヘッジなし)の2021年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

EDINET提出書類 UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月10日

UBSアセット・マネジメント株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 三 浦 昇

業務執行社員

公秘云引工 二 佣 升

指定有限責任社員

公認会計士 川井恵一郎

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年1月31日までの第27期事業年度の中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し 有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報 を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連す る内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

UBSアセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。